

て數世を経る時の其先祖洞穴の内より生れ出てゝなりと妄信するに至る事及び穴居する者の又必ず家居する様に成りたる後までも穴葬を行ふかゆゑ死者の他界も洞穴の内に在りと信する事の前に第三節(二)に述へし所に依て明白なるべし。然るに斯る人民若し遠方へ遷徒する後の最早眼前に洞穴無きことなれば、子々孫々の世に至るに及ての先祖の生まれ出てし所も死にて後に人の亡魂の逝く所も、地下の暗き處に在りとのみ言ひ傳ふる事と成るべし、是れ即ち陰府といひ、根の國といひ、黄泉の國といふ妄信の起原なり。今其証據とすべき事實を舉げむに、カトリン氏に依れば、亞米利加の諸種屬中或は人の始め地中より出て來りし者なりと信し、或は又山の岩窟中に於て創造せられし者なりと信する者其半を過くといふ。但し其生れ出てしといひ創造せられしといふ所以の者の言語不完全の世なるを以て生るゝ事と創

造せらるゝ事とを言ひ分かつ能はざりしに因ることなるべし。古來地を以て人類の母なりとする者少ならず其理此に在るなり。されば又如何なる原因によりて地下の他界の廣大なる者なりと信じて、一洞一穴の如く狹隘なる者なりと思はざるなりやと問ふ人あらむに、答へて曰く、現にケンタッキーの大洞窟の如く、フロリダのヒラマ洞の如く、廣大深遠なる者存するのまならず、石灰質の洞穴の常として、流水隱泉のために分かれて、教道と成り、或は深き幾尋とも知れざる隘口に至る者あり、或は其奥得て窺ふべからざる巖門に終る者あり、風孔ありて冷身を斷つ者あれば、深闊莫測の暗黒世界なりとする妄信の起る事決して其故無きに非ざるなりと。但し此に述ふる所の未だ以て何故に地獄の天に反對して悪者罪人の行く所なりと信するなりやと云ふ事を説明するに足らず、其の次節に述ふる所を讀み得て了解あらむ。

此ニ云キテハ
リト云フコト
ハ、
神ニ依リテ

(六) 天國、天堂 祖先の靈魂の坐ます處、及び死者の亡魂の歸着する處、此世界の上即ち天に在りと言ふ妄信も是れ亦前の如く葬式と遷徙との二事を以て説き明すとを得べき者なり。請ふ其起り、次第を説かむ。ホル子ヲ島に於ての如く最高最險の峯嶺を撰て遺骸を葬むる習慣ある處に、死者の亡魂山上に在りといふ妄信起れる事既に前に述べ、か如し然るに言語不完全なる原人どもの事なれば、天に聳る峯の上といふ事と、天の上といふ事とを言ひ分かつ能はざりなるべし、故に之を聞く者の祖先の靈魂直に天の上に在るなりと思ひ誤らざるを得ず、是れ其原因の一なり、且つ又原人どもの屋宇より膳臺の類に至るまで、凡そ高きに在る者の皆捧又の柱を以てさへざる無ければ、天も亦高山にさへらるゝなりと思へるならむ、果して然る時の靈魂の在る所の即ち天に接する處ならざるを得ず、是れ亦靈魂在天の妄信の一

原因なり。されど是等の原因の尙ほ未だ天の總体を以て靈魂の據る所と信するに至り、所以を説明するに足らざる者なり。此事を説明するに足る原因の即ち遷徙是れなり。山葬を行ひ、人民若し他の地方へ移住せし事あるとき、最早祖先を葬り、山嶺も眼前に存せざる事なれば、子々孫々の世に至るに及て只た一般に祖先の靈魂の天に在りとのみ言ひ傳ふる事なるべし。天を以て地獄に反對して善魂貴靈の坐ます處なりとするに至る所以、次節に説く所を見て了解せらむ。

第五節

地獄、極樂、アリトイフ妄信ノ起原

緒て次に、他界二ヶ所ありて、一は善人貴族の死にて後行く處なり、一は悪人賤民の死にて後行く處なりとする妄信の起原を述べむ、是れ亦原人の遷徙に淵源する事のみ。若し既に一個の他界ある事を妄信する民種既に據住せる土地へ更に又別の他界ある事を妄信する民種遷

り來り、世代を経て兩種混交するが如き事ある時の、其子孫雙方の信する所を聞き雜へて素より兩ながら妄信なりとの知らぬ事なれば、眞に他界ニク處あるなりと思ふに至るなり。されば亦善惡の差別の如何して生せしにやと問ふに、答へて曰く既に以前より占領する民種ある土地へ他の民種轉移し來る時の決して直に和睦すべきものに非ず、相交混するに至るまでに、必ず幾多の争鬪起らざるを得ず、舊土人の必ず侵襲者を防禦せむとする事なるべし、然り而して新に來りし民種若し敗北する時の、素より其土に足を止むる事を得べきに非ず、力優り勝利を得て舊土人を壓制する權を握り得たる上、おてこそ、始めて此處に住することを得べき道理なり。さらば如何する時の勝て舊土人を降すことを得べきやと考ふるも、其地若し高山嶮道あらば之に據て戦ふ時の必ず勝ち、戦はざる時に於ても能く自ら防禦することを得るなるべし。但し未開の種属と雖、高山の進撃防戦に利ある事を知りしに相違なきの現に墨西哥、白露、ボルネオ等の山上に砦棚ある事を以て見れば明白なり。さるほどに外方より轉移し來りし種属高山に據て舊土人を苦しめ、時々衣食婦女などを奪むと欲する毎に不意に山を下りて狼猪の如く近隣を荒らし、之を伐たむとすれば復た山へ逃げ登りて巖石を飛ばして戦ふ等の事數年又の數世に及ぶ時の、恰も怪力妖術ある者の如くに思ひて土人の皆之を恐るゝ事神を恐るゝが如くなるに至るの、夫の大江山に據りし酒癡童子の例などを以て見ても明白なり。加之遷徙し來りて高山に據る所の種属にして、若し舊土人の未だ知らざる技術、器械等を知る事ある時の別して舊土人の目に神妙不測の人なりと見ゆるなるべし、況や高山嵩峯の常は風雨雲烟の出沒する處、雷鳴電光の聚散する處なるに於てをや、晴雨氣象の眞理を知らぬ原人どもは、

光の聚散する處なるに於てをや、晴雨氣象の眞理を知らぬ原人どもは、

何ぞ之を見て其上に住める神人能く雨を呼ひ風を起すなりと思ひざるを得むや。偕て斯くの如き事數世に及びて後舊土人全く打ち負けて外來人種に合併せられ、奴隸として使役せらるゝ様に成りたる上の、他界の事に就き如何なる妄信を生ずるやと問ふに勝利を得し種属の山居の際死者を山上に葬りし事なれば平地に降り住むの後も第四節に述ふる次第に因て他界天に在りとの妄信を抱けるなるべく、懺服せられし舊土人の平地に居て穴葬を行ひしを以て他界地下に在りとの妄信を抱けるなるべし。然る上の勝利を得し種属の信する他界の即ち善人強族の死ぬる者の行く所となり敗北して屈服する土人の信する他界の即ち悪人卑族の行く所となるなり其故の争闘掠奪を以て生活する野蠻人中にての開明人の如く道德上の意味を以て善と言ひ悪と言ふ事の未だ有らざるにて權勢有て戦争に従事する者を善と言ひ

奴隸と成りて戰地にも出づることを得ざる者を卑怯と言ひ、悪と言ふ事なればなり。且つ又武力世界の罪惡といへば即ち上に背く事のとを指すなれば、屈服する種属中の者若し上に背きて死罪に處せらるゝ事なると多くある時の別して其種属の信する他界を以て罪惡ある人の魂魄の行く所なりとする觀念を生ずるなるべし。其證據にハタゴニヤなどの如く古來強属來て弱属を征服する事曾て無かりし地の土人の他界洞窟中に在りと信しなから之を以て幸福の境として辛苦の境なりとの思はず、之に反して墨西哥の如く古來争闘征服ありし地の人民の地下の他界を以て多少不愉快なる境域なりと信せり。是に至て善惡兩他界の妄信の起原始めて明了なり。佛家の所謂地獄極樂も太古印度地方に於て起りし種属の轉移と征服とに原因する妄信を採りて釋迦如來立教の時其宗旨の組織とせられしに因る者なるべし。我

が國の神代に於ても勝利少なかり素戔鳴命の根の國とて低き處へ
ゆきたまひ勝利多かり天照太神以下の諸神の高天原へ神上り玉ひ
なり。上代天皇の崩御をも天に上坐アガリマスといひ又神上りカミノカますといひ
なり又萬葉集の倉橋部女王か左大臣長屋の死を悲みての歌にも雲か
くりますといへり。

第五章

鬼神ありとの妄信并に天變地異禍福の皆鬼神の所爲なりと
の妄信の起原

第一節

鬼神ニ至ル理由

前の三章に於ての亡魂の体形動作及び境界に關する諸種の妄信の起
原を述べたり。然るに古今東西の宗教の實地を觀察するに、天地人の
變化浮沈を誰れ某れの亡魂の所爲なりとい言はずして、只た汎然と鬼
神の所爲なりと言ふ者多し、但し鬼神とい靈妙不測にして人力の能せ
ざる所の事を爲す者の總稱なり、故に次に一個々々の亡魂の妄信よ
り轉じて鬼神又の靈異と總稱すべき者ありと信するに至り、次第を
討究せざるべからず。

抑々前に述べ、次第に困り人の死亡するの魂魄の離出するなりといふ妄信一旦原人の心中に起りたる上の、新に死亡せし人ある毎に亡魂の數一個つゝ増加すと思ふに至る道理なり、而して又其後述べ、次第に依り亡魂生者の近隣に徘徊すといふ妄信續て起れるとき、歲月を歴て死者次第に多く成るに従ひ、亡魂の數も次第に増加して、終に、行く所として亡魂無き地の無しと思ふ様に成らざるを得ず。此次第を追て考ふるべきは生者にこそ死ぬといふ事あれど亡魂にいつ死ぬといふ限も無きことなれば、年々歳々増すのみにて減するため、無く四方に積聚して其員數の生者の人口よりも多くならざるを得ず。且つ數世を経て子々孫々の世に至るに及て、誰れ某れの魂魄といふ事一々傳へらすなりて、只た亡魂數限りも無く四方八面に在りとのみ思へるに至るべし。原人の果して斯く思へりといふ証據極めて多し。

オスタラリヤ人の如き、鬼神全地方に充滿して林叢沼地巖石の間皆亡魂の居宅ならざる無しと信し、就中イヌ人の如き、精魂空中に群するのみならず巖に木に森に山に皆其主神有らざる無しと思へり。カレン人の幽鬼の數生者の數よりも多しと信し、タヒチ島人の死者の亡魂日夜生者を取り圍み居て其爲す所を窺ふと信し、ニコバル人の如き、惡疾流行するときは亡魂の積集過度なるがゆゑなりと思ひて、大なる船を作り、僧俗老少打ち寄て其中へ幽鬼を追ひ込むの狀を擬し、海濱まで引きもてゆきて、之を流し捨つといへり。又我が國の俚俗が節分に煎豆を撒て、鬼の外福の内と唱ふるも源の年中に積集せし惡鬼を驅ひ、いらふの意なるべし。古の禁裏にも追儼といふ事行はせ給ひ、事公事根源等に見えたり、而して其初の成務天皇慶雲三年諸國に疫疾起り、百姓多く死に、時に在りと類聚國史に見えぬ。又アラビヤ人の其地

の沙漠に幽鬼充滿すと信するがゆゑ物を土に捨つるたび毎に過て中
りたる鬼ありもやせむと思ひ其赦免を請ふといへり是れ猶ほ我が國
の俗か途に尿せむとするとき先づ睡して幽鬼を追ふが如し。

第二節

天變地異ハ鬼神ノ所
爲也トノ妄信ノ起原

右に述ふる次第に因り天地の間無數の幽鬼ありといふ妄信一旦起れ
る上の爰にいと注意すべき一結果の之に因て生ぜざるを得ざる者あ
り即ち他無し原人の天理を知らず一切理學上の眞理を識らぬ事なれ
ば天の變地の異を見て悉く皆此無數の幽魂隱鬼の所爲なりと思へる
事是れなり。廣く鬼神と稱する者ありとの妄信の起原此に在り。雲
霧、風嵐、電雷、地震、禽獸の化体等一として鬼神の所爲に歸し難き者無く、
或の顯れ或の隠れて變化窮無き亡魂の所爲なりとさへ思へば如何は
と奇異なる事にてても別に怪しきこと無し故に一方に於て天地の現

鬼 神 有 り の 妄 信

象の理解を誤り又一方に於て鬼神ありとの妄信益々深くなるなり。
鬼神あるがゆゑに變化あるなりと思ひ又變化あるがゆゑに鬼神ある
なりと思ひて妄信の相關益々脱し難くなるなり。今尙ほ此相關を脱
し得ざる者地球全面の過半を占むれば此所に事新しく其例を示すに
も及ばぬ次第なれと近く我が國に見えたる一二を挙げむに雷公あり
風神あり、天氣坊主あり、旱魃あり、土公あり、水天宮あり、山の神あり、河神
あり、川后河伯あり、岐神あり、道神道祖あり、竈神あり、廁神あり、井神あり、
森にも谷にも野にも澤にも皆各々其主神有りて或の顯れ或の隠れ、常
に玄妙不測の力を以て千種万狀の所業を爲す者なりと妄信する人十
中の九に居て、一步都會の地を去れば逢ふ所妄信の奴隸に非ざる無し、
今尙ほ然り況や昔時に於てをや。支那人も同様なり祭法に曰く山林
川澤丘陵能出雲爲風雨見怪物皆曰神されど能く其次第を考ふる

時の決して無理の事に非ず其時代其智力を斟酌するときの却て斯る
妄信無きをこそ怪むべけれ有るの理の當然と謂つべきのみ。

第三節 人ノ禍福ハ鬼神ノ所
爲也ト妄信ノ起原

自然界諸現象の變化にして既に鬼神の所爲たる上の亦人事にも鬼神
の干涉する事無きを得むや。敵人の常に我れらを害せむとする者な
れば其死にて變化自在の妖鬼と成りたる上の何ぞ冥々の際に我等を
害せむとする事無きを得むや。親戚の存生中常に我れらを親愛せし者
なり故に其死にて神妙不測の幽魂と成りたる上の何ぞ危難の際にて
我れらを加護し助力する無きを得むや。是に於て人の幸福災禍の皆
鬼神の所爲なりとする妄信起らざる所無く開明進歩の後までも其妄
信人の心裏に薰染して消えざるなり。イヌ人の狩獵の際我が子又の
親の陰影に獲物多からむ事を祈り若し獲物少なき時の祈禱足らざり

一故也と思へり、アシヤンテ人の親戚の亡鬼善魂と成りて生者を守護
し、敵人の亡魂惡鬼と成りて生者を損害すと信せり。又現に我が國に
於ても近年に至るまで貧苦の貧乏神の崇なりと思ひ、火災の火神の崇
なりと信し、難風の海神の崇なりと信し、田村麻呂が夷賊を平け、北條が
蒙古の大軍に勝ちしも皆佛神の守護の因ると妄信する類勝て數へ難
きなり。支那人も亦此點に於て日本人に勝るとも劣らざる事證據
を疎たずして明なり。今此一章に於ての一般に鬼神と稱する者あり
と妄信するに至る次第、及び天地人に關する變異の皆鬼神の所爲なり
と妄信するに至る順序を述べ、人類智識の發展中一度の此る妄信に陥
る事を免れ難き所以を陳したり。次に又管に外境(即ち人の体外)に
起る變化のみならず内境(即ち人の体内)に起る變化、即ち苦痛疾病等も
是れ亦鬼神の干涉に因る事なりとする妄信の起原を述べむとす。

第六章

鬼神人の身に侵入する事ありとの妄信の起原即ち癲癇狂亂、噴鼻、疾病、傳疫等の誤解

第一節 外魂侵入ノ妄信ニ至ル理由

暫く論點を第一部第三章及び第四章へ還して夢の誤解より起り一條の妄信を見るも、睡眠、氣絶、昏睡等の皆魂魄其軀を離れ出づるに因る事にして、死亡に至て魂魄の脱去純全たり、而して其睡眠、氣絶、昏睡する者を外より見るときは其身體靜息よりして動く事無く死亡に至るの靜息も亦純全たり、故に原人の之を見て魂魄離遊の間は身體動かぬ者なり、身體の動かぬは魂魄離遊の証なりと思へるに相違無し。果し

て然るときは若し癲癇を患ふる者ありて、全く知覺を失ひ目を閉ち地に臥して身體靜息せるがゆゑ魂魄離遊せることならむと思ふほどに忽ち激しくうごめき出だし、口泡を吐き、身汗を發しながら目の尙は開かず、偶々目を開て己に歸る時の既に發作の前後をも覺えざる事あるを見ては何と思ふべきや(令義解に云く、癲發時臥地吐涎沫無所覺)本人目を閉ちて其事を覺えざるをみれば魂魄離出して身に在らざりに相違無し、されば其肢軀を動かさず、苦しめし、果して誰が所爲なりと思ふべき。此れの癲癇といふ神經の病なりとの素より原人どもの未だ知らざる所なれば、其智識經驗未だ進まざるに當て強て斯る事の理を解せむとせし事、是れ亦一條の妄信の根元と成りしものなりと知られたり。何となれば原人の心を以て斯る場合を見るときは本人の魂魄外に在る間に其身體の激動せしむる必す他人の魂魄其體內へ侵入

入り。がゆるなり。と思ふの外無かるべければなり。夫れ人の魂魄の能く己が身體を離れ出つるのみならず、又能く再ひ之に入り來て之を發動せしむるの日夜見る所なり、果して然らば亦何ぞ他人の身躰へも入り來りて之を發動せしむることを得ざるの理あらむや。原人の素よりさる事ありと思へり。是れ即ち俗に或は(亡魂怨靈などが)乗り移るといひ、或は(狐狸病神などが)犯くといひ、或は(魔鬼などが)刺すといひ、邪崇といひ、鬼瘥といふ類の妄信に至れる次第なり。左に其重なる者を擧ぐ。

第二節 癩癩ノ誤解

原人の果して右に述ふる次第に因り癩癩の本人の魂魄の不在に乗し外魂の犯し入て身體を害せむとするに因る事なりと思へる證據處々に見えぬ、亞非利加のコンゴ人の癩癩を見て妖鬼の崇りなりと信し、東

亞非利加人中にも此病多きを以て同様妄信ある旨バルトンの書に見えたり。亞細亞に於ては又カルマツク人之を信し、アラビヤ人の語に於ては癩癩といふ詞も鬼瘥といふ詞も同一なり。歐羅巴の各國にも近年まで此妄信残り存せし事諸書に見えたり。さて其侵入る者の後にこそ只た鬼神とのミ云ふの至ると雖、初めの程は死者の魂魄なりと思へる事彼のアマズル人の信仰中に現然見えたり、即ち同國人の口供に依るときは「祖先の靈魂將に巫者に乗り移らむとする時、其身少しく瘴孳す」と言へり。又或る時童兒の恐風症に懸る者を指して如何せしぞと問ひしに、傍に立つ者彼れは「今先祖の靈の動かす所と爲れりと答へたり」といふ。

第三節 無意發動、即ち欠伸噴鼻等の誤解

又本人の魂魄其身躰中に留在する時に於ても、或は躬ら肢躰の發動を

管制する能わざる事あり又ハ自分の意に於て欲せざる所の發動を爲して躬ら制止し得ざる場合あり即ち欠伸噴鼻等是れなり。さて原人の斯る場合を見て何と思へりやと問ふに答へて曰く他人の魂魄能く本人の魂魄の不在に乗じて其体内へ侵入することを得るのみならず、其留在の時にも亦斯く侵入して本人の欲せざる發動を爲す事を得るに因る事なりと思へるの外決して無きなるべし。既に本人の魂魄不在の時に於て其身体を激動する者の外魂の侵入せし者の所爲なりと信する上の又何ぞ本人魂魄滞在の時に於て其躬ら欲せざる發作を起せしも外魂の所爲なりと思わざるを得むや何となれば既に知る所を以て未だ知らざる所を推すの智力進まざる者の常なればなり。果して右の故を以て彼の「ひすてりや」と稱する病に懸る者の身軀激動し悲しからざるに哭し可笑しからざるに笑ひ要なくして嘯びて躬ら

制する能わざるを見てハ鬼魔の所爲なりと思へる者四方に多し。アマズル人の「ひすてりや」を煩ふハ其人の將に鬼神を承けて占者と成らむとするの兆候なりといふ。アピシニヤ人中にてハ鬼神の乗り移る所と爲る者婦女子中に多しといふも同一原因に出でたる事なるべし、何となれば「ひすてりや」は多く婦女子に發する病なればなり。トシガ人中に於ても神通を得るハ僧侶のみに限らず就中婦女の之を得る者多しと言へりされば原人の「ひすてりや」を見て侵入せり外魂の所爲なりとする者なる事疑を容れず況や身に其病あるときハ恰も彈丸様の物俄然体内へ飛び入りたるが如く感ずる事あるに於てをや。斯る妄信一旦起る上の又從て起らざるを得ざる妄信あり即ち他無し、欠伸噴鼻等の如く輕少なる發動に至ても其本人の意に非ずして起るを見れば矢張り外魂侵入に因る事なるべしと思ふに至る事是れなり。

即ちアマツル人の語に曰く「人の將に占者と成らむとするに臨てや必ず先づ前兆の頭部に發するあり其の本人の幾度と無く欠伸し幾度と無く噴鼻するに依て知るべし」云々と。又コンド人の事の吉凶を占者に問ひむとするとき先づ其頭上より冷水を灌きかけ寒氣に迫て噴鼻するを俟て靈魂乗移の標なりとすといふ。回回教徒中噴鼻する者あれば惡神サタンの所爲なりと信して善神アラの守護を祈り基督教徒中噴鼻する者あれば傍觀者爲めに「神汝を救へ」の祈文を唱へ、佛教徒の欠伸する毎に「南無阿彌陀佛」と念するも同一妄信に出てたる習慣にこそ。又ジャクッド人の「人の呢逆するの魔鬼其体内へ入りたるゆゑなり」と信して措かざる由コチレン氏の書に見る、カルサズ人の婦女の分娩する時もだへ苦しむを見ても惡鬼に取り附かれたるがゆゑなりと信して甚たしき之を逐むがため其女を擲着するなり。

第四節

神、狂、癡、等ノ即チ虐

されば瘡疫及び狂癡に就ても亦原人の同様の妄信を起したるに相違無し。瘡病を患ふる者の惡血腦髓に至るがゆゑに心意錯亂するなりなほ、の素より其得て知る所に非されば發熱して打ちたをれ、食物をも喰ふ能はず、人語をも解する能はざる者が、時々意義も無き事を謔語し、或は虚空に向て人ある如くに對語し、或は人無き處を指して敵人ありと言ひて戦ひとなし、或は又更に可笑き事も無きに笑ふなどを見て、果して何と思ふべきや。且つ其人斯く外人の視ざる物を見て、或は恐れ或は笑ふのまならず、病癒えて平日に復せし上はまた常の如く人と談話して何の變も無く、又前に病中に在て見し物語りし事を一も覺え知らざるをきて、争を怪まざるを得むや、争を夜中其人の魂魄離遊せし間に兼て人を害せむと謀りし邪鬼惡魔、隙を窺て其体内に犯し入

り斯く外人の見る能わざる者を見解する能わざる語を吐きし者なりと思わざるを得むや。原人の斯く常に隙を窺て人を害せむと計る邪鬼、惡魔、四方八面に在りと妄信せる事既に前章に述べおきぬ。我が國の俚俗が今尙ほ瘡病の瘡鬼の所爲なり、疫癘の癘鬼の所爲なりと妄信する事誰しも知る所なり。公事根源に曰く、七日の御節供内膳ツカッより是を調進す、さふさくべいを用事ゆへある事にや、むかゝ高辛氏の小子七月七日に死たり、其靈鬼となりて、人に瘡病をいたす、その存日に麥餅をこのみかゆへに、そふ索餅をもて是をまつれの年中の瘡病をのそくといへりと。アラビヤ人も瘡病を患ふる者を指して邪鬼に乗り移られたる者なりと言へり。

又狂癪を患む者に至ても迷感膽語を爲す事屢ありて、少しも瘡疫と異なる事無く其永き或は數年に至り、或は死に至るまで止まざる事あり

されば原人の之を見て惡鬼人の身を犯す事斯く久しきに至る場合もありて終よの其れがために本人の魂魄全く其身に還り得ずなるなりと思へるなるべし。況や又發狂人の或る者に至てはわざと其髮を引き抜き、其面を掻き破り、其身を水に投せむとするを見るに於てをや、爭ぞ讎敵の怨靈亡魂、惡鬼と成て、其身軀を犯して斯く讎を報せむとする者なりと思わざるを得むや、何となれば、人射ら斯く其身を害せむとすべき理由あるべきは非さればなり。斯るが故に狂癪者を治療せむとするに、少しも藥劑を用ゐず、百方術を盡くして其惡鬼を追驅せむとす、或は之を擲着し、或は之か食を絶ち、或は之に穢汚を喰ひ、惡臭を噴かす等の事を爲せし、獨り支那日本のみならず、歐米の諸國と雖亦皆其例に在りしなり而して、心理の學少く開けてより始めて狂人の迷感錯知の神經の錯亂に原因する者にして、實事に非ずといふ事を知る

に至りし漸く三四十年以來の事なり其以前の各國殆ど言語同斷の
 治療法を用ひたり。況や蠻人お於てをや現にアマズル人の如き
 狂者の身お犯し入りたる悪鬼を逐むとて之を家に閉ち込めて外より
 火を掛けて焼くといへり。サモア人及びトンカ人も狂癪の悪靈の所
 爲なりと妄信したり。シベリヤを漫遊せし人の紀行に曰く東洋に於
 ての癪癪といふ者の殆ど神通といふ事に異ならずとされし侵入する
 鬼神の種類こそ地に依て異なれ到底侵入する者あるに因ると信する
 點に至ては古今東西に別ある無し。古代の猶太人も人の身に侵入
 する者の悪鬼なりと信し悪鬼及び悪鬼に犯されたる人の常に墓場に接
 止すと信したるを以て見れば其悪鬼と指す者の初め死者の亡魂あり
 と思ふに出でたる妄信なる事疑を容れず。今按するに本朝の古語に
 狂鬼をものくるひといへり。偕て其ものといふ所謂鬼物の物なり其証據

にの神代紀よ邪鬼をわきもの^〇と讀み推古紀に含靈をよみつもの^〇と
 讀み眞名伊勢物語にも鬼の字をもの^〇と讀めり又支那にても師古か説
 に死を物故と曰ふの言其同於鬼物而已と見えたり。
 偕て斯く狂癪の犯鬼の所爲なりと妄信する事に付き爰に注目しかく
 べき事件二ヶ條あり。

(其一)の即ち此妄信原因と成て鬼神四角八面に充満すといふ妄信益々
 深く成る事是れなり。夫れ狂人の見る所の物の皆神經の錯亂より生
 じて只た其心中のみに存する妄想にして外境の實在する現物に非ず
 といふ事の原人の智力の得て解する所に非ず又其言語の能く述へ盡
 くす所に非ざれば狂人が虚空に向て談笑し或は他人の見る能はざる
 敵人に對して土石を投げうちなせするを見ては果して何と思ふべき
 や其眼を見たり聲を放ちて叫ぶをみれば其人の現に其物を視るに相

違無く決して無きを有りて偽れるに非ずと思ひざるを得ざる可し。故に他人の目には視えざる幽魂隠鬼現に存生して其人のその目に視ゆるなりと思ふの外決して無きなるべし。假令始めの鬼神妖魔の實在を信せざりし者にて、斯る場合に逢ての實もと信せざるを得ざる次第なり。

(其二) 又次に注目すべき結果といふは他なり、狂躁激發する時に當て、狂者の腕力の其人平素の腕力に幾倍するを知らず、數人の力を合しても、おし鎮め難き事あるをきて原人ども、是れ全く神經衝動の烈しきに因る事との夢にも知らぬことなれば、只た其跡を犯せる邪鬼惡魔に於て斯る怪力を備へて狂躁に及ぶものなるべしと思へる事是れなり。

此原因に依て起れる妄信即ち鬼神に怪力ありとの妄信の後に論する所に大に關係あれば、讀者の能々注目しかかるべき也。

第五節

疾病、傳授ノ妄信ノ起原

瘡疫、狂癲等も因て心意錯亂せる時の身跡も之と共に多少病み煩める事多し、果して然る時と心意と身跡との眞正の關係を知らぬ原人ども、何と思ふべきや、雙方とも惡鬼の所爲なりと思ふの外決して無きなるべし。是に於て身跡の疾病も是れ亦鬼神の所爲なりといふ妄信起れるなり、然り而して病者も、苦痛に絶えかねて殆ど正氣を失ひむとするを見て、是れ本人の魂魄惡鬼のために其身跡を追ひ出されむとするに垂々たるなりと思ひ、又正氣の別條無けれども身跡痛疼し衰弱せる者を見て、魂魄其身に在れど外より敵人の亡魂などか斯く其人を責め苦めむとするものなりと思へるに至るべし。証據とすべき事實萬國に甚だ多し。アマツル人の輕少の痛疼に至るまでも皆邪鬼の所爲なりと信し、若し疾病三四日にして癒えざる人あれば之を指

して祖先の靈魂も苦しめらるゝ者なりと言へり。サモア人も死者の亡魂還り來て其親族を或の病ましめ或の死なしむる事ありと信す。

新カレドニヤ人の前にも述へし如く白人種の死者の亡魂よして惡疾を輸入する者なりと信せり。タイヤク人の瘡瘡を病める者の安否を尋ぬる時に「彼れ(瘡瘡神)尙ほ汝の身を去らざるか」と言ひ又或る時の瘡瘡神を呼て「酋長」と言へり。アラワック人の病者の苦痛を指して「惡魂の矢」と呼ひボルチチ内地の土蠻人の疾病中幽鬼が人目に見えぬ鎗を以て人目に見えぬ傷を被らすに因るもの多しと信せり。又亞細亞の下等民種中に於てもカレン人の疾病の幽魂の來す所と信し「レプチャ人」の百種の病皆惡鬼の手よ出つと信し「ポドウ人もマイマル人も同しく魂鬼の爲す所と信せり。亞非利加に於ては「海岸黑人種皆疾病を以て魔術又の諸神の來す所とし「カフェル人の讎敵及び惡魂の來す

所とし「亞米利加の「コマンチ人の敵の口鼻より出つる毒氣に原因する者とし「マンドラカ人の眼に見えぬ敵の呪詛に因て起る者とせり。豈に只た野蠻人のみならずや歐羅巴の開明諸國に於ても無學の徒の悉く皆疾病を以て惡魔及び魔法師の來す所とするのみならず學者を以て自ら免す者の中にも時々此説を主張する者あり就中僧侶などが日々の説法に此説を述ぶるの言ふまでも無き事なり。日本に此ても四百四病皆病神の所爲なりと信する者尙ほ多く加持祈禱を以て之を治せむとする人十中の六七を下たらざるべし。

且つ夫れ異なる家に住み異なる食を食ひ異なる事業を爲せる者の從て各々相異なる疾病を患りてこそ或の其原因する所食物住居又の事業に在りと心附く由もあるべきなれど若し流疫傳染病に際して人々住處食物事業を異にするにも拘りらず皆同一の病に罹ることありせ

ば原人の果して何と思ふべきや、病毒の微分子空氣又の水に浮みて流傳するが故なりなと、素より知らぬ事なれば、鬼神全國民に崇て之を害し、之を刑罰せむとする又因る事なりと思ふの外、更に無きなるべし。故に他の疾病の鬼神の所爲なりといふ妄信消え失せたる後までも、瘡癩、傳疫、虎拉刺等の悪神の所爲なりとする妄信のみ久しく残り存するなり。我が國に於ても、他所のいざ知らず、京城に於ては近年に至るまで、天然痘に罹る者あれば其住める町の四辻へ臺を敷き、其上へ赤飯、御酒等を供へて、瘡癩神を送り出す爲めにせしなり。又公事根源を見るに曰く、

道饗祭の疫神の祭なり、毎年必す行はるべき事なり、近頃の絶て侍るもや、是も卜部の人京城の四角の路にて鬼魅の他方より來るを京路に入らざらしめむ爲に、路上に供物を供へてまつるなり云云。

扶桑故事要略、疫神來朝の段に曰く、

「日本紀第五云、崇神五年、國內多疾疫、民有死亡者、且大半矣、舊事本紀第九云、大己貴神崇普毒氣疫云云、私云、民間以謂道元和尙、飯朝之時、與疫癘神同船渡於我邦者、蓋非初渡之義」

第六節

死亡モ鬼神ノ所爲也トノ妄信ノ起原

癩癩、狂亂、疾病等悉く皆鬼神妖魔の所爲なりと信する上、又争を死亡も其所爲なりと思はざるを得むや。人若し敵人に棒などを以て擲着せらるゝとき、斃れて終に蘇生せざる事多し、故に亦鬼神、悪魔等より同様の害を受くる事もあるべしと信するは、自然の次第のみ、况やまた狂癩より引き續き死に至る者も多きに於てをや、既に彼れを鬼神の所爲なりとする上、又何ぞ是れをも鬼神の所爲なりとせざるを得むや、果してかく信する者極めて多し。ウチレヌ氏曰く、ユチウペ人の人に

自然の死ある事を殆ど全く知らざる者の如しとチベツン人もエスキ
 /モ人も其酋長の死去に必ず魔術に因ると信しカルマツク人も死亡の神
 の命令に従て幽魂の致す所なりと信しグツキ人も死亡及び其他の災
 禍を悉く皆鬼神の所爲に歸し、コンド人も死亡に必ずしも人生の定數
 に非ず神に對する罪惡の果報なりと信し、ブシマン人も死亡の大抵ま
 な魔術に因る者なりと信し、ヒチウアナ人の老死するを見ても妖
 術に因て起る事なりと信す、亞非利加海岸の黒人種は皆死の決して天
 然に起る事ならずと明言し、ロアンゴ人の水に溺れて死ぬるまでも諸
 神の所爲なりとイタヒチ島人の毒物に中り敵の刀刃にかゝりて死ぬ
 る者までも諸神の干涉に因る事なりと思ひ、サンドイチ島人、オースタ
 ラリヤ人等も皆同様の妄信を抱けり。豈に只た野蠻人のみならむや、
 誰れ某れの日曜を顧みず遊戯を爲せしがゆる冥罰を被て死にたり

などとい現に基督教徒の日々言ひのやす所なり。我が國の俗も死神
 が託くといふ事を言へり。

以上述ぶる如き諸事の誤解は是れ皆原人をして鬼神即ち亡魂幽鬼人
 の体内へ侵入する事ありと妄信するに至らしめし者なり、今日より之
 を視れば此等の皆誠に愚なる事の如しと雖其初め夢の誤解より起て
 魂魄離出の妄信に至り、魂魄離出の妄信より又斯く外魂侵入の妄信に
 至りし次第を一々推して考ふる時の毫も無理とすべき所有らざる也。
 次の章に於ては斯る妄信に因て起れる諸種の習慣を述べむとす。

第七章

鬼神侵入の妄信に基つく諸習慣即ち神通占術厭勝呪詛魔法等の原因。

第一節

神通力ノ起原力

既に敵の亡魂身體に犯し入る事ある上、亦何ぞ身方の亡魂も体内へ入り来る事あらざらむや。癡癡狂亂の場合に於ての如く、悪鬼体内へ犯し入て之を破り害する事あるからに、亦何ぞ善魂も体内へ入り来て或の之に怪力を添へ、或の之をして神妙不可思議の業を爲すことを得しむる事もあらずとする理あらむや。又噴鼻、欠伸等の場合に於ての如く、本人の魂魄其体内に留在せる間に於ても外魂犯し入て之を邪

魔する事ある上、亦何ぞ祖先親戚朋友の亡魂も体内に入り来て其人を加勢し冥護する事無しとするの理あらむや。此る次第に因て又爰に一條の習慣を起し来るなり。先づ第一は神通力といふ事の起原を述へむ。仰も前章にも述べたる如く、發狂人の狂燥激發に際して神經鋭敏なるがゆゑに平生に十倍する腕力を振ひ、凡人の感知する能はざる所の事を感知する事あり、是れ即ち亡魂鬼神に不測の怪力ありといふ妄信の根源なり、然り而して仇敵の亡魂現に我が身に犯し入り、不測の怪力を以て我れに疾病を煩はしめ、或は我をして狂亂に至らしむる事ある上、又祖先親戚、朋友等の亡魂も我が身に入り来て、不測の怪力を以て我に腕力又は智慧を添ふる事あるべしと思へる事、是れ總して神通力といふ事ありとの妄信の起原なり。軍人が出陣に臨て先祖を祈るも、歌人が善き歌詠まむとして人丸を拜するも、書家が善き書かむむ

と天滿宮に願をかけるも、皆此妄信に出づる事なり。此類の事我が國上代の縁起物語の類にいと多し、此より源平盛衰記與一遠矢の段より其一例を擧ぐ。卷の四十二より曰く。

「扇の方を急見れば、折節西風吹來て、船の舳櫓も動つゝ、扇枕にもたまらねば、くるりくゝと廻けり、何所を射べし共覺えず、與一運の極と悲しくて、眼をふさぎ心を靜て歸命頂禮八幡大菩薩日本國中大小神祇、別而下野國日光宇都宮氏御神那須大明神弓矢の冥加有べくば扇を座席に定めて給へ源氏の運も極家果報も盡べくば、矢を放す前に深く海中に沈め給へと祈念して目を開て見たりければ、扇の座にぞ靜ける有繫に物の射にくさひ、夏山の滋緑の木間より僅に見ゆる小鳥を、不殺射こそ大事なれ、狭み立たる扇也、神力既に指副たり、手の下なりと思ひつゝ、十二束二つ伏の鎗矢を拔出し云云。」

第二節 占術、巫祝、等ノ起原

既に鬼神を身に招き入れ其通力に依て凡夫の爲す能はざる所を爲し得べき上り、又同様の通力に據て人の知る能はざる事をも知り得べき道理なり是れ即ち占術の由て起る所なり、占術も畢竟神通力の一にして、神力を借て凡夫の知る能はざる所を知る事をいふのみ。抑々人の神経の、或は數日間絶食し、或は數時間騒かき音聲を聴く等の事よ因て、激しく衝動せらるゝ時に於て、非常に鋭敏に成りて、平生其人の感悟する能はざる所の事までも能く感悟する様に成る事あるは、心理學者の了知する所なり、されど未開の人民と素より左る理を知らぬがゆゑ、全く鬼神の乗り移りて斯く智慧を添へ玉ふこと也とのと思へるなり、是れ即ち占者をして其術を施さしめむとする時の、先づ之をして或は數日食物を絶たしめ、或は鐘、太鼓、柏子木を以てはやし立つる習慣の

四方に行ける、所以なり。現にアマスル人の如きも傳教師カラウエ、氏の傳ふる所に依れば、食物滿腹せる者の密事を知る能はずと信じて、占者をして斷食せしめ、其神經錯亂して睡眠せず、夢のみ多く見るを以て、將に神通者と成らむとするの標なりと、錯亂尙ほ激しく成るに至て、祖先の靈魂既に彼に乗り移れりといふ者あり、或は尙ほ未だと言ふ者ありて、終に「隠しおく物を索し出し得たると否とを以て既に神通を得たると否との差別とせり」と。又「サンダル」といふ民種も吉凶を占むとする時の先づ其僧をして斷食せしめ、心目昏亂して半狂の有様に達したるを以て昔時酋長たりし人の亡魂の之に乗り移れる標なりと、して吉凶をうら問ふ事なり。我が國に於ても「神おろし」「稻荷さげ」「狐じかけ」などいふ事を爲すに、其人をして御幣を持って正坐せしめ、四方より鐘、大鼓、柏子木の類を以て之をはやし立つる事にて、其人の心力御幣

の一點に專注せると、音聲の騒がしきとに因て、神經惑亂し、五臓震動するに至るを以て、鬼神又は狐狸の其身に降臨し玉へる標なりと、之に生死吉凶をうら問ふなり、而して其返答する所の其人の言に非ずして、即ち乗り移れる鬼神又は狐狸の言なりと妄信するなり。又「覘婆」と稱する者の卜法の地に依て異同なりと雖、大抵は其人をして心力を一個の御幣の上に凝聚せしめ置き、四方より右の如くはやり立て、神經錯亂し、顔色變するを見て、或は行方知れぬ、男女又は變死せし繼子などの亡魂の乗り移れる標なりとて、其所在又は其横死の原因を問ふ事なりと聞く。現に支那の俚俗中にも「巫婆」「拜神婆」等の語あるを見れば、多少之に類する妄信、尙ほ存せるなるべし。但し我が國にて「覘巫」の事を「かむなぎ」といふを見れば、昔の神主宮司の徒、其術に與りし者なるべし。西洋諸國に就ても、中古法王の占術の曾て誤る事無しと信せし者多か

りのみならず、其々の語の神の乗り移りて其人に言ひさせ玉ひりなど、信する者も現に多し。又古代の希臘に於ての開戦交和の事に至るまで一々神託を俟て決せし事史乘に詳なり。

第三節 厭勝、鬼陸 等ノ起原

次に又或の厭勝といひ、俗に「鬼おどし」といふ習慣の起原を述べむ。さるほどに妖魂悪鬼にして果して人の身に侵入する事ある者なる上之亦之を逐ひ出し得べき事猶ほ人の家に侵入りたる悪人を逐ひ出し得べきが如しと思へるも理の當然なり、是に於て身心に病妄あるとき悪鬼侵入の致す所なるべしと信じて術を盡くして之を逐ふの習慣起れり。此故に野蠻人種中の醫者といへば必ずいつも劑薬を用ゐず主として悪鬼逐驅の術を施す者なり。今其術の最劣等民種中に行くる者何ぞと見るに即ち悪鬼といへども堪え兼ねるならむと思

はるゝはど奇く辛き物を病者も喰ひせ或の穢汚を飲ませ、悪臭を嗅がす事はれなり。或は又恐ろしき聲を發し怖るべき形を表して悪鬼を驚かし出たさむとするもあり、カリホルニヤの民属中の巫覡は病人の前に坐を占めて數時の間之に對し吠え喊ぶ事狂犬の吠ゆるが如くすといへり又コニヤガといふ地の醫者の婦女を使ひて吠えうならしむといふ。コカナガン人中に於ては醫者兩手を以て患者の腹部にあて力を極めて押し潜伏の悪鬼を出さむとせり又クマナに於て病を治するの法の患者の身を或は舐め或は吸ひ、荆藪の如き者を以て喉の邊を刺して嘔吐せしめ吐出物中黒く小さき丸あるを見て始めて止み、皆て其丸を野に捨て去れ汝悪鬼と言ふとかや。又此等よりも稍々進歩したる人民中に於て行はるゝ病苦狂亂の治療法は何ぞといふ、即ち善鬼を呼び入れて悪鬼を逐ひ出さしむる方法これなり。前にも述べ

如く生者の身軀に出入する者の獨り惡鬼。即ち敵人の亡魂のみならず善鬼。即ち親友の靈魂に於ても亦然りといふ妄信起れる上の又惡鬼に犯されたる時に臨て善鬼を身に召し入れ其力を借りて先入の惡鬼を逐ひ出すことを得べしといふ妄信も自然に起る道理なり。是れ即ち禁勝といひ勝伏といひ鬼おどしといふ習慣の由て起る所なり。シミス人の病者ある毎に僧を向へて厭勝を乞へり其他野蠻民種中に此例極めて多し豈に只た野蠻民種のみならむや基督教國に於ても古の基督に厭勝を乞ひし者ありて羅馬加特力教徒中に於ても今尙ほ禁厭を業とする者あり又英國教會の宗徒中に於ても一千五百五十年に至るまでと嬰兒の洗禮前に其腹中に潜伏する惡鬼を厭勝するの式を行ひたり。又事に臨て僧侶に厭勝を乞ふ事の今を距る事二百三十年前の頃までも行これ証據あり。支那日本に於て此妄信の多きの素

より言ふまでも無き事なり。元享釋書相應の傳に曰く、

「上有齒病、敕應加持所患之齒落而不知所在、藤皇后染殿受狂疾、經數月、諸德拱手、后託言曰、自非諸佛出世、誰降我乎、敕召應應入掖庭、二日不能降、還本山、懇訴明王、時明王像背而向西、應逐而坐西持念、像又南而北、應皆隨坐、恍惚之間明王告曰、我不能已示汝秘方、(中略)次日返宮如教諭之旨、降遣彼靈、后疾即愈云云。」

故事文選に曰く、

「直人なから禁呪事を覺て目前に病を癒し亦祈て乾ける所に水を漏せ、また人心に思ふことを具に言中、また權興もなき先に禍あり福ありと言ひ、ひとつも不違して人を驚かす者あり、愚人是を佛菩薩の如く思ひて信を起す事今も古も多しことなり、尤正法の修行成就の人、法力にてするも有るべし、巫覡陰陽師の術を以てするも有るべし、又の

狐狸の人に依託ヨツタてさするも有べし、一概すべからず、邪正を分別して信をとるべし、通力に品の有こと佛道の沙汰なり、五通といふて五あり、道通、神通、依通、報通、妖通也、其中の妖通の年を経たる狐狸人に依託ヨツタ又の木石の精化して人の神に附て智慧をあらわし通をすること有り、通の中の妖にてばけものなり、其害毒蛇の如く、虎狼と同ド可キ恐コなり

第四節 呪詛クヰソの起原

以上述ふる如く、悪鬼人の身に侵入する事あり、又善魂招に應じて人の身に入り来る事あるからに、又悪鬼に乞てわざと他人の身に侵入て之を疾病死亡お陥れしむることをも得べき道理なり。前節述ふる如く、厭勝の術に達したる者既に能く祖先親友の亡魂を病者の体内よ召し入れて、敵人の怨靈を逐驅せしむることを得る以上、又争を悪鬼を使役して、敵人の体内へ侵入して之を害せしむることをも得ざらむや。

是に於て呪詛する者等あるに至る事にて、初め皆死人の魂魄に依て此術を施すなり。例へんカフヘル人の如きの現に悪人能く死者を再起せしめ之を使役して悪事を爲すと信せり。又今一步進みたる民種の直接に死者の魂魄と言ひずして、一般に悪鬼といひ、妖魔といへり、例へんタヒチ島人が人の死亡及び疾病の僧侶が邪法を以て悪鬼を病者又の死者の体内へ侵入せしむるに因る事なりと信し、チ、スタラリヤ人が總へて人の災禍の敵属の者が四角八面に充滿する悪鬼妖魔を使役して我れを害せむとするに因る事なりと信する類是れなり。又猶太人の書に就て見るに、魔法師との躬ら食を断ちて夜の墓地に宿り、以て悪鬼と馴れ親しまむとする者なりと云も、矢張り同類の妄信にして、開明したる人民の悪鬼と指すの死者の亡魂なる事を見るに足る一話にこそ。但し右に述ふる如きの皆呪詛といふ術あるべしとの妄信の既に存す

れを現に此術を實用する事の未だ無き時代の事なり。されど智、今一段進歩する時の我れより起て敵人を害せむとするに當り、自ら振て此術を實用するに若かずと思ふに至る事必定なり。然るに之を實用せむとする時の此に一種の困難ある事に忽ち心附くなるべし、即ち他無し、敵の身體いつも我が手の下に在らずして、常に遠方に在るがゆゑ、悪鬼をして之を侵さしめむとするも及び難き事は是れなり。是に於て呪術者の果して如何なる方法を探るやと問ふに、答へて曰く、今之を事實に就て見る時の即ち其呪ひむと欲する所の人の身軀の一部分、即ち頭髮指爪の類、或は又其人に親密の關係を有する物、即ち其衣服の一片、若しくは其形を模したる偶像、藁人形、等を取て之を呪ふ者多しと。されば是れの如何なる思慮も出でたる事ぞと問ふに、答へて曰く、是れ正しく智識未だ開けざる民種の常として、事物を分析して考ふることを得

ざるがゆゑに、一條の性質を備へたる者を見て、其性質の其物の一部分のみ在るなりと知らずして、全体即ち各部分に在るなりと誤り思へる事、是れ件の舉動の根本なりと。今其分析する能はずと言ふ證據を擧げむに、グカマ人が親族中に死者あれば其腕力を己に得むがため集會して遺骸を喰ひ、タリヤナ人が死者の力量を己に受けむがためとて其骨を焼きたる灰を水と和して飲み、コニヤカと稱する、鯨獵を以て生活する種属が、鯨獵に妙を得たる者死する毎に、其妙技を銘々わやかり受けむとて遺骸を小さく切て衆人へ分配し、各自其肉を得て先づ鯨獵に用ゐる鎗を丁寧ていねいに捺り、而して後之を乾して大切に貯へ置く等、是れなり、此等の皆其力量其妙技の腕力と神經と手練とのまに在ることなるを知らずして、全軀に在りと思ひ従て又全軀の何れの部分にも在りと妄信するも因る事なり。豈に只た身軀の一部分を斯く誤り信

そののまならむや其人の姓名に至ても只た假の物ぞとい知らずして、其全牀の安危存亡に關係する者なりと思へる下等民種甚た多し。現に北亞米利加之土人等の我が名を人に知らそ事を甚た嫌ひ、南亞米利加之諸人種も我が名を人に知らるゝ時の之に依て疾病を被らされ或の呪殺せらるゝ事ありと信せり。内地タイヤク人の如きも嬰兒病むことある毎に病鬼を欺き出たさむがためにとて、其名を易ふる也。又死者の名を呼へば其亡魂の怒に觸るゝと信する民種の多きも同一理に因る事にて、例へばタスマニヤ人の如きの亡魂の怒に觸れむことを恐れて死去せし朋友の名を呼はずとダブ氏の紀行に見えたり。今接するに支那及び日本にて人死ぬれば其名を呼ふ事を忌みて別に諡といふ者を設くるも其根元、同様の妄信に出てしに非ざる乎可考。又分析力の不足に因て起りたる面白き妄信に係る一話古事文選に見えたり

り同書禁呪の段に曰く、

「狗に噛るゝ人、虎の骨を炙りて瘡を熨せば即愈ゆ、骨なければ掌を擗けて之を磨り、口の中にて虎來々々といへばいゆ」と。

此等の事實に依て見る時の未開の世に於て人を呪咀せむとするに當り、其人の爪髪衣服を取り、偶像を造て之に其術を施すの、智力劣等なる者の常として事物を分析して考ふる能はざるに依る事たるや明白なり。蓋し其取る所の物の民種に由て相同しからず、バタゴニヤ人の方士能く頭髮又の指爪に由て人を呪ふと信し、新ゼイランド人も同妄信を抱けるゆゑ常に爪を切る事を恐れ、アマズル人の人の頭髮又の指爪又の衣服の膚に接する所を取り、之に藥劑を調合して隠し置く時の、其人死ぬと信せり。古代の白露の邪術者の人の血を取て之を呪ひたり。又新カレドニヤ人の信する所に因れば人の喰ひ残せし食物を取て呪

術を施し以て其人を呪殺することを得べしと蓋し其然か信する所以の者の他なし、人食物を喰ふとき即ち消化して身軀の一部となるがゆゑ、其喰ひ残せし所も既に喰ひて骨肉の一部となりたる所と親密の關係を保持するならむと思へるに因る事なるべきか、一書に其妄信の趣を記して曰く、

「人の喰ひ残せし物を取て焼くとき、以て其人をして疾病死亡に至らしむることを得へしと信するかゆゑ、飲食する毎に殘餘の必ず地に埋め、或は海に投じて、釀病者の手に陥せらむ事を計れり、又躬ら釀病者呪ちを以て免る者どもにても身病ある時の必ず其曾て喰ひし物の殘餘を焼く者あるがゆゑなりと信して措かず」云云。

今按るに我が國に於ても古代の或は髮或は血に依て人を呪ふといふ妄信ありし事と思へる、其證據に往年基督教徒が始めて渡來せし

時、色々の妄説を吐く者ありて、或は其日本人に斷髮を勸むるの鬚を取て所謂さりとたん術を行ひむが爲なりと言ひ、其赤葡萄酒を携ふるを見て、妖術を行ふために取りたる血なりと言ふ者ありし事なぞ聞き及ひたればなり。總へて斯る妄信の、假令一時絶ゆる事ありとも、之を養成する事情あるに及ては復た忽ち再發するものぞか。又我が國の上世に於ては怨恨ある者の蠶人形を製して之に釘を打ち附くる呪術行われし事諸書に見えたり、さて其例外邦にも少なからず、現にチペワ人の如きの病者ある毎に敢て藥石を用ひずして敵人の摸形を木にて造り、刀を以て之を刺して、其傷口へ毒粉を入れ置くといへり。又歐洲各國に中古流行せし呪術の傳記にも多少之に類する方法見えたり。

第五節

魔法、呪文、呪符、起原

(一) 魔法といひ、妖術といふの如何なる事かと考ふるに、大抵惡

鬼妖魔の類を使役して人力の及ばざる所の事を爲すを言ふ也。儲て其惡鬼妖魔を使役するに如何なる方法を用ゐるやと問ふに、今古東西の事實に就て之を見るときに即ち死人又獸畜の骨、爪、臟腑等を或の燒き或の烹て之を其術の根據とせるを常とす。されば此れ如何なる妄信に出でたる習慣ぞと考ふるに、是れ亦智力未だ進まざる者の分析の力を缺くがゆゑ物の一部分を使役して之を其全軀に及ぼすことを得べしと信せると、惡鬼妖魔も死者の亡魂なりと思へるとに因る事なりと知られたり。既に右にも述べたる如く、生者の身軀の一部分又一附屬物を執て呪ひ以て病苦を其全身に及ぼすことを得べしと信せるからに、又死者の身軀の一部分又一附屬物を取り、之に依て其亡魂の總體を使役する事を得べしと思へるも理の當然のみ。且つ夫れ劣等の民種の皆亡魂と其遺骸遺骨との間に親密の關係ありと信

せる事の死者若し遺骸遺骨を亡へば再起せる能はずと妄信せるを以て見ても明白なり、故に死者の亡魂を使役して魔法妖術の補助とせむと欲せる者の遺骨遺髮等を収むる事古今東西の事實たるなり。古代の白露人の魔法師能く死者の遺骨を粉碎にしてたるを以て人を眩惑せしと信せるがゆゑ、死者ある時の魔法師の其精を抜かむとせるを恐れて固く遺骸を看守せる事なりと。我が國に於ても死者の頭髮及び指爪の必ず其棺に入れて共に葬る事なり。さて又管に人の死骸の一部分のをならせ、或の獸畜の足指、臟腑なども用ゐて魔法の種とせるに至りし何故ぞと考ふるに、此れ彼の死骸の骨肉を視るときに極めて見苦き者なるを以て、何に依らず生物の軀より出でたる見苦き者の皆同様に用ゐて効驗あるべしと思ひ初めたるに因る事なるべし、蓋し我が國の所謂「いちこ又ひみこ」のくちなる者の何物を用ゐしや未だ

知る能はざるを惜むと雖英國の覗婆の蛤蚧の眼、蛙の足などを鍋に入れて煮たり。由夫のセクスピアの淨璃理に見えたり。凡そ原人の眼より見るときは萬物變化窮無く、且つ夢に人化して虎と成り、虎化して樹と成り、蛙となる事を見ても、其夢なる事を知らずして、真に斯る變化あるなりと思へる事既に前にも述へおきし如くなれば、禽獸昆蟲の軀軀を取て變化したる人の身軀なりとし、之に依て其魂魄を使役せむと、そも亦其故無きに非ざるなり。

(三) 呪 別に遺骨腐肉の類を用ゐず、只た口にて呪語を唱へて魔法を施す者も處々に見えたり、故に次に世人がさる事ありと妄信するに至りし所以の理を考究せざるべからず。是れ又智力劣等の民種の分析の力に乏しきよりして人の姓名も其身軀の一部分なりと妄信するも、因る事にて、呪語といひ呪文といふの後にこそ色々進化し變轉する

も、始めの皆死者の姓名を呼ひ以て其亡魂を使役せむとせしは根源する事なり。既に前節にも述へし如く、原人の生者の姓名に依て呪て病苦を其全軀に及ぼすことを得べしと信するからには、亦死者の姓名を呼ひ、之を以て其亡魂の總体を使役することを得べしと信するも理の當然なるのみ。是を以て、魔鬼幽靈の姓名を唱へ、以て其加護冥助を得むとする習慣諸國に見えたり。今日に至りても我が國の俗が、噂をすれば影がさすなどいふの同一妄信の殘飲なり、英國の諺にも、鬼の話をすれば鬼必ず來ると言へり。

(三) 驅邪符 驅邪符といふ者を身に着け置くと、其の惡鬼妖魔の刺撃を除くに足ると信するに至りしも、右二段に述ふる所と其根源を同ふする者なりと知られたり。其故の宗教上の妄信追々發達するに従ひ、神佛の如き者ありと信するに至りたる上にてこそ死者に屬せし物を驅邪

符に用ゐる事罷みて靈驗多き神佛に属する物を用ゐるに、至りたれば未だ開けざる世の人民の用ゐる所を見るに、必ず死者の遺骨を頸に掛けなせりて、其功徳に依り或は邪鬼を避け或は勝利を得むとする者なればなり。前にコニヤカ人が鯨獵に巧なる者の遺骸を寸断して村中へ配分し、以て各人の技柄を進めむとする事を述べ、も畢竟遺體の一部を以て一種の功徳あるまもり、にせむとする者に外ならず。アシヤンテの君長の戰場に出つるときは、祖先の首級を携へて勝利を得るの呪符とすといへり。新カレドニヤ人も、死者の爪及び歯を貯へおきて呪符とせり。又猛獸多き地は、撲みて其害を除かむとする民種の其猛獸の遺骨を取て驅邪符とせり。則ちタマチ人の通例獅子などの齒牙、臟腑等を以て呪符とすといひ、又タイヤク人中醫者の用ゐる呪符は、鱷魚及び白熊の齒、雄猪の牙、鹿の角の片、碎色糸の亂纏、何とも分かぬ動物

の爪、及び色々の西洋品のは、くれを拾ひ集めたる者なりと。但し多く齒牙の類を用ゐるは、其容易に腐敗せざるのゆゑなるべし。又ブラヂルの土蠻の如き、現に猴などの尖牙を以て驅邪符として、猛獸の攻撃を防ぐの功ありと明言せり。

第六節

聖跡、靈驗、功徳、ナ
ト云フ事ノ起原

又世に誰某の聖跡なり、功徳なり、某神某佛の靈驗なりなどいふ事に至ても、其術の目的とする所の矢張り怪力を藉り用ゐて、人力の及ばざる所を爲すを謂ふにて、厭勝呪詛、魔法と更に異なる所無く、只た其術を用ゐる者の性質に於て異なる所有のみなり。其術を用ゐる者若し我れに敵對し、我れを害せむと計る者あるとき、之を魔法と謂ひ、妖術と呼びて賤しめ、嫌ひ、其術を用ゐる者若し我か親しむ所に、我れを益せむとする者あるとき、之を靈驗と謂ひ、聖跡と稱して譽め尊ぶなり。

其證據に、一國の聖跡なりとする所の他國之を妖術なりとし、身方の靈驗に歸する所の敵人之を魔法邪道に歸するの類古今東西少なからざるなり。茲に其一例を舉げむに、我が國に於て、夫の神功皇后の神託に依て三韓を征服し給ひしを稱し奉りて聖跡なりとせざる者無し、然るに支那人の書きたる北史又の隋書などに其事を記し奉る所を見るに曰く、女子有り卑彌呼と名づく能く鬼道を以て衆を惑はす、國人共に立て、王と爲すと豈に表裏の差異ならずや、故に先輩此事を辨して曰く、「皇后のいみじき神靈ありませしを、幻術の如く思ひ成せしなり」と、(社會進化論第二部第三章三節(百八)を参考すべし)。又基督教の來歴に就きても同様の場合見えたり、即ち往昔イスレライト人の埃及に在るや、國王ファロアの同人種の僧侶の爲す所を指して邪法なり、鬼道なりと言ひ、イスレライト人の又國王の神官の行ふ所を指して外道なり魔

術なりと譏りたり。又水旱多き地に棲める野蠻人の中に、雨を降すことを得る靈驗を備へたる人ありと信する者多し、就中南部亞非利加に於て、今尙ほ雨師の術最も盛なりと言ふ。ピチアナ人の其地より、到りたる傳教師を見て、雨師の一種ならむと思ひ、ヨルバン人も傳教師を見れば、雲を指して、請ふ雨を降せといふとかや、而して要求の如く雨果して降るとき、其術を尊て靈跡なりとし、若し降らざるとき、邪法なりと、して之を排斥する者も處々見えたり、曾てハンス、ステイドといふ人ブラチルを旅行する時、蠻人の爲めに擒られしに、一日二人の者來て大風の將に起て捕魚を妨げむとするを止めよと請ひしかば、詮方なく、心を込めて祈念したり、然る所大風も會々止みたるを以て、大に蠻人の容るゝ所となり、其一人氏に對して、我れ今汝能く汝の神と語るの偽ならざるを見たりと言ひし由、其紀行に見えたり。但し斯く人を

て聖跡靈驗あらむる者の何ぞといふ事に至ては、初めの矢張り祖先親友の亡魂なりと信せしなるべけれど、此類の妄信事に觸れ物に應じて進化し發達するに従がひ、次第に變轉して神なり、佛なりなど信するに至りしものなるべし、其れ等の事の猶は後の數章に至て開陳する所を読み合はせなば自ら明瞭ならむ、只た此一章に於て殊に注意すべき事といふは他無し、初め魂魄能く己の軀體を出入する事ある上之、又他人の身軀へ侵入する事もあるべきにて、癲癘、狂亂、疾病、死亡の正しく其所爲なるべしと誤認したるよりして、亡魂の常に生者を害し、苦しめむとす者なりと云ふ妄信を生じ、惡鬼妖魔など云ふ者ありとて怖るゝ事も是れより初まりて、惡鬼妖魔の我れを敵とし、恨む者の化し成る所なるべし、左れば我が親戚朋友は死ぬれば我が爲めに善魂善鬼となりて我れを冥助するならむと思ふより、前の數節に述べたる如き習慣

となり、善鬼を自身に召し入れて其怪力を借り用ゐむとするより、神通といふ事始まり、善鬼を呼び入れて惡鬼を逐ひ出さむとするより、厭勝といふ事初まり、既に惡鬼を制する爲めに善鬼を用ゐることを得べきからに、亦之を他の事にも使役することを得べしと信するよりして、呪詛、妖術、聖跡以下の事と成れるものなる事是れ也。

第八章

喪禮轉して、宗教上の儀式と成る次第、即ち祠堂、供獻、斷食、犠牲、
頌贊、祈禱、等の起原、

第一節

宗教上ノ儀式ハ喪禮ニ根元スル理由

余輩の本卷の第一部に於て、人に魂魄ありとの妄信の夢の誤解より起り、又轉して、死亡の魂魄人跡を離出するに因る事なりとの妄信の起り、次第を説明し、偕て第二部に移りて、第一章より第四章に至るの間、於て、總して喪禮と稱する者の悉く皆彼の魂魄離出の妄信に根元する者なる事を證明したり、而して後第五章に至り、暫く第一章に於て述べたる所に立ち歸りて、總して鬼神と稱して人力人智の及ばざる天の變地

の異、人の災を來たす所の者ありといふ妄信も是れ亦死者の身跡を離れたる魂魄積集して山野町村の間に群を成すならむとの妄信に原因するものなりといふ事を述べたり、約して言へば、鬼神も亡魂の變体なりといふ事なり、然り而して又第六七の二章に至りて、鬼神の亡魂の變体なり、亡魂能く身跡を出入す、故に鬼神もまた能く之れに侵入するなり、といふ妄信より、傍生せる一條の妄信、即ち人の癩癩、瘡疾、疾病、狂亂、死亡に至るまで、悉く皆鬼神の所爲なりといふ妄信、及びこれに基つて、厭勝、占術、呪詛等の習慣の起原を述べたり。さるほどに、天變、地異、禍災、病疾、死亡の悉く皆鬼神の所爲なりとする妄信、既に有り、且つ亦これか怪力を籍りて、惡鬼を厭勝し、吉凶を占卜し、讐敵を呪詛することをも得べしと思へる上、茲に亦早晚起らざるを得ざる一條の妄信、并に習慣あり、即ち他無し、若し鬼神の怒に觸るゝ時、癩癩、瘡疫、狂亂、疾病、死亡、

等の如き災難を被るべく、若し又之に反して其喜みする所と爲る時の之が冥助に依て神通力を得、惡鬼を勝厭し、妖魔を驅除し、讎敵を呪殺して災難を除き、勝利を占め得べき事なるを以て、必ず平世より術を盡くして鬼神の怒を避け、喜を邀ふる様に爲し置くに如く事無かるべし、さすれば鬼神も亦必ず平世我れらを加護し、冥助して措かざるべしとする妄信、及び避怒邀喜の爲めに鬼神を祭るの習慣是れなり。事に臨て鬼神の助力を得べしと信する上の事、未だ發せざるに當ても豫め其怒を避け、喜を邀へ置くに如かざるべしと信するに至るの理の當然と謂つべきのみ。是れ即ち廣く謂へば宗教上の禮式と稱し、約して謂へば祭典又ハ祭禮と稱する事の由て起る所なり。然るに其鬼神ハ果たして何ものぞと問へば是れ皆な死者の亡魂の變体なる事既に第五章に述べしが如し、故に鬼神の怒を避け、喜を邀へむにハ、則ち亡魂の怒を

避け喜を邀へむとするために用ゐる所の方法を用ゐるの外無き道理なり。然れば亦死者の亡魂の喜を邀へ怒を避くるためにハ如何なる方法を用ゐれば效驗あるべきやと問ふに、答へて曰く、其方法ハ即ち第二部第一章に於て亡魂若し還歸したる時其喜を邀へ怒を避けむかためにとて爲しおく事、即ち手向、墓參、燒火等の習慣、及び第二、第三、第四の三章に於て亡魂の要求、形狀、所業、境界、情感等に就き述べたる所の諸事に據て推度して其方法を定むるの外決して無きなるべしと、然るに又今一方より見れば第一章に於て述べたる所の言ふに及ばず、其後第二、第三、第四の三章に於て述べたる所に立ち返つて考察するときハ、亡魂の形骸、要求、所業、境界等又關する妄信より起れる諸種の習慣、即ち殉死、殉葬以下の事も是れ多くの死者を送葬する時に於て用ゐる方法、即ち喪禮の由て起る所なり。果して然れば鬼神を尊崇するの禮式も、死骸を

送葬するの禮式も其本源の同一なる道理なり、何となれば雙方ともに同一の妄信に基つく者なればなり。約して言へば鬼神に關する妄信の皆亡魂に關する妄信中より傍生したる者なり、故に鬼神に對する儀式も又皆亡魂に對する儀式中より傍生したる者なりといふ事也。理に於て當に然からざるを得ず。故に此一章に於ては東西に行はるゝ宗教上の禮式の目下葬式と多少相異なる所あるにも拘はらず其根元する所の皆葬式喪禮に在る者なる事を一々事實に照して證明せむとす。此証明若し成就するときは、一方に於ては宗教發達の一端を詳かにするに足り、又一方に於ては宗教に於て尊崇する所の鬼神の源みな死者の亡魂たる事を重ねて徵証するに足るなり。

第二節

聖處、靈物ナド云フ事ノ起原

普く諸邦の宗教神祇に關する事にして最も著しき者の何ぞと言へば

即ち總へて神祇に關する事物を指して聖なり靈なりとて崇ひ畏るゝ事是れなり、例へば神佛の坐す所を靈社、靈場、靈域など謂ひて之に近寄り、之を穢すことを恐れ、神佛を祭るの具を靈器と稱へて猥に之に觸れざるの類是れなり。是れ古今東西の別無く必ず有る事なり、故に今其根元する所の何等の事情に在りやと問ふに、答へて曰く、是れ其初めの總べて死者に關する事物を崇ひ畏れたるよりして起れる事なりと。マコタ人以下諸邦の蠻人の常に亡者の靈魂を怖るゝ事深しと言へり、又彼のホッテントト人の如き人死ねば器財を悉く皆其家に殘して他處へ避け移るといふも、畢竟亡魂を恐るゝのゆゑなり、又トング島に於ては權勢ある酋長を埋葬したる地を崇ひ畏るゝなり。新ヂイランドに於ては酋長死にて其居住せし村内へ埋葬する事あれば、即日其一村邑を靈域と定めて一切出入を禁する也。タヒチ人も死者あり

一 家室に於て住まず又壞るゝとも修理せず且つ死者の属品の悉く聖靈物と視做なり。アナイテヤンに於ては人民祖先の精靈を禮拜し之に飲食を供する林叢を指して「聖林」とせり。又アシヤンテ人の地に於ては土人バンタマと稱する一村を以て靈場とせり是れ其内に君長代々の墓處あるが故なり。又開明國に於ても死者の寢室に入るときは深く齋み處みて笑語せず必ず聲を齧めぬき足して進退し墓處に詣つる時に於ても齋み慎むの東西の常也。鬼神に對して齋戒の意を表するも皆其元の斯く死者に對し齋戒するよりして鬼神の喜を邀へ怒を避けむためにも常に其地其器を崇ひ畏れかくに如かトとするに出てたる者なる事疑ふべからず現にサンドイチに於ては神祇を祭るの地も埋墓地も同一にして常に之を齋み崇ふなり。出てたる者なる事疑ふ。

第三節

祠堂、鳥居、等ノ起原

宗教に於て用ゐる祠堂の構造は皆葬式喪禮に淵源する者なり。但し祠堂といふすべて鬼神を禮拜して之に飲食を供ふる爲めに設くに建築の總稱にして今日にては殊更に神佛の爲めに社寺を建築すること例となりて技術進歩するに従ひ其構造も大に變化したりと雖其根元を探究すれば皆上古死人の遺骸の爲めに設けかく建築に基づく者なり。請ふ其次第を證明せむ。抑々世界中に於て死者を野に送らず山に埋めずして直に其家屋中に埋む者少なからず是れ後に鬼神を堂宇の内に置く習慣あるに至りたる原因の一なり。今其例を挙げむにアラワツク人の死骸を舟に入れて其草舎の内へ埋め置くと言ひハンボルド氏に依ればギヤナの諸属の平世居住する草舎中に穴を掘りて死骸を埋むなり。グリイグ人中に於ても兵士死ぬれば其居處に葬るなり。又亞非利加に於ても同様にテホメ人の遺骸を其家若しくは其祖先の家に

埋むと言ひ其他ハンチイ人、フヲ人、バゴ人、金濱の土蠻等皆家葬を行へり。諸て家葬を行ふ者死者を埋めて後も尙ほ依然として其家に止住する場合に於てハ殊更に其家を指して死者の爲めに存する者なりとする事ハ無かるべしと雖中にハ一旦死者を埋めたる家屋にハ生者止り住まずして他家へ移り住む者も多し例へバブラチルの土蠻ハ死者若し大人なるときは遺骸を其茅蘆の内に葬りて家族ハ新築へ移轉するの類是れなり是れ其靈魂を忌み畏るゝのゆゑなり。又中亞米利加ユカタの土蠻も死者われず必ず其家に葬り跡に残りたる家族若し多人數なれば互に相恃む亡魂を畏れず尙ほ其家に止り住むと雖人數若し少なくて相恃むの勢弱き場合にハ必ず其家を捨て去るとなむいふ。カリブ人も家主死ぬるときハ遺體を家の中央に埋まおきて家族ハ態々遠方へ新築を設けて移住せり。又古代の白露人中にも斯く家葬して

遺族ハ別居する者往々あり由書に見えたり。此等の事實に依て見るときハ生者の死者の亡魂を畏るゝがゆゑ斯く其處を敬して遠ざくる事東西の常情にして既に避け移りて後も尙ほ舊の家をして靈妙不測の幽魂精氣の止住する所なりと思ひて畏こみ怖るゝ者なる事明白なり加之既に死者を葬りかくからにハ又時々飲食を其家へ持ち運びて亡魂に手向け或ハ焚火をし燈明を献し讚詞を述べなとする事も從て起るべきを以て次第々々に本來人の住居たりし形狀を失ひて喪屋となり後に至り誰れ某れの亡魂の棲止する所なりといふ事傳へらざるなりて只た靈妙不測にして供獻參禮を怠る者にハ冥罰を加ふる幽魂精氣の止棲する所なりとのみ思ひひた怖れに怖るゝときは即ち喪屋また轉して祠堂と成るものなり。

されバ又家葬の習慣始めより無く或ハ一旦ハありハかど漸次に消

滅したる地に於ては、祠堂と云ふ者如何して起るべきやと問ふ人あらむに、答へて曰く、斯る場合に於ては遺體を送り出して或は椁敷に載せおき、或は墓下に埋めおける處に於て、其椁敷又は墓を蔽ひむぐため建築せる屋宇より次第に轉じて祠堂と成るなりと。今斯る習慣の劣等民種中に見えたる者を言ひむに、新ギニヤ人の埋地に屋根に葺くといひ、タヒチ人の死體を捧もて足どしたる机様の臺に載せて其上に屋根を葺くなり。又スモトラに於ては墓の上に茅葺を結ひ、トンガ島に於ても墳土の中心に遺體を埋めて其上に小屋を築けり。又此類の建築に大に壯麗を加ふるもあり、例へばダイヤク人の如きの間々死者の爲めに高さ一丈八尺餘の家を建て、彫刻を以て之を文飾し、其内に死者の所屬たりし楯、刀、槩の類を排置すと。又エリス氏に依ればタヒチ島にて酋長死ぬる時の死體に衣服を着せて之を小屋の中に置き、其前に机を置

て飯食、花卉等を載するなり。又フヒヂイ島人も酋長及び其他の權勢ある人死ぬる時の遺體を小さくむぶれ即ち堂宇の内に納めおくと言へり、此等の皆現に死者の爲めに建築する所、次第に轉じて祠堂と成り、禮拜所と成れる的證なり。古代の白露人の習慣に就て見ても、其次第顯明なり、アコスタ氏曰く、代々のインカ王の財寶、領地、歳入の之を永く其死後に維持し、おきて遺體を葬りたる寺、及び回向に従事する數多の隸僕并に遺族悉皆の生計に備へたりと。又古代の希臘の遊歴者が埃及人の習慣に就き記載し、おきし所に依て見るに、此地に於ても初めの殊更死者の爲めにとて建築したる靈屋後に轉じて祠堂堂社と成りたる者なる事昭々たり、即ち其語に曰く、死者埋葬の靈殿にの斯くまで嚴重を加へながら却て平素生者の居住する家屋に至ては毫も之を廣濶美麗にせむとするの念無き、實に驚くに堪へたりと、又或る書に同一習慣の

原由を説きて曰く、是れ即ち僅々數十年の間わゝを留むる今生の家の
 只だ假りの宿りなりと、死後の靈屋こそ未來永久のすみかなれとい
 ふがゆるゑなりと、而して其靈屋と稱するを、斯く華美を盡くせしのみな
 らず、又菓實飲食などを手向けなともせし處なるべければ、其實少しも
 堂宇と異ならざるなり。但し死者若し身分凡常の人なる時の、靈屋の
 建築さほと宏大と至る事無かるべしと雖、其人若し或の國王の位に在
 り、或は武勇衆に勝れし人なるとき、後の人其亡魂を畏れ崇まふの情
 も従て深きがゆるゑに、之を禮拜する爲めの屋宇の建築にも次第に宏大
 壯麗を加へて、終に開明國の神社佛閣の如き者と成りしものなるべ
 し。前の數章に述べたる次第も依り、癩癘、狂亂、疾病、死亡の鬼神の所
 爲なりと信し、鬼神の亡魂と一般、喜怒哀樂の感情を備へて、喜べば生者
 を冥助し、怒れば生者に災難を來す者なりと信して、豫め之を媚ひ、之か

喜を邀へ怒を避けむとするの良策なるも、心附く上の、生者の華美壯麗
 を好むを以て亡魂を推し、又亡魂を以て鬼神を推して、次第に祠堂の建
 築も華美壯麗を加ふるの誠に理の當然なり。

今按するに、古代の印度地方の家屋の形狀の如何なりしや知る由なけ
 れば、今日佛法に於て用ゐる寺院建築法の由て來る所も、人家又の靈屋
 の結構に在りと云ふ事證明し難けれど、現に我が國の神道に於て用ゐ
 る宮社の建築法に至ては、古代の家屋の建築法も基つくる者なる事疑を
 容れざる所なり。蓋し我が國に於ても、上古穴居穴葬の風止みて、家屋
 に住む様に成りて後、死者を家屋中に埋葬せしに相違無きなり、其證
 據二あり、一は即ち穴居の時の現に死者を在世中住居せし洞窟に葬り
 て、家族の別居せしに相違無ければ、家屋を建築するに至りて後も、尙ほ
 之を其住居せし處に葬りて、生者の別居する習慣を守りしなるべき事

是れなり況や死者ある毎に別に家屋を造て移住するに新に石窟を造て別居するよりも容易なるに於てをや。第二の証據の後世器具財産増加するに従ひ死者ある毎に別居する事不便となりて後ハ家族舊來の家^ノに止まり居て死者を新築へ移す習慣起り事是れなり所謂殯宮なる者是れなり萬葉の歌などに^{ツラキ}荒域の宮とも云へり^{ウラ}あらハ新に死にたるの意なるべし。さるほどに今日見る所の神社の結構は斯く死者を葬り古^ノ代の家屋の建築に基つく者なる事を述べむに証據とすべき事實多し。本朝の古代にハ瓦といふ者無く貴人の檜皮葺を用ゐ賤民ハ板屋茅葺などを用ゐりなり和歌にも板屋もる月茅がのき端なといへり故ハ佛法の寺院などハ壯麗を求めて瓦を以て屋根を葺く様ハ成りたる後までも神道の宮社にハ檜皮葺を用ゐりなりさればこそ神宮の忌詞に寺を指して瓦葺といひ延喜式等の書も瓦葺といふ

名稱あり異稱日本傳に「本朝舊制皇宮用^ニ檜皮葺^ニ佛寺用^レ瓦」と見えたるなり是れ一の証據なり。又今日の神社にも千木鯉木といふ者あり是れも古代の家屋の遺風なりいにハ今の^ハ龜鑿鏤^ナなどなかり故に家を作るに柱の根を土中に立て横にも堅にも筋違にも丸木を纏めて結び纏めて屋をふきたるなり故に兩端のたる木の上にてやり違へ纏めて結び棟包みの藁を風に損われぬ爲に短き木をよこに結び押へと爲たるが^ハおのづからなるを後に建築の機技藝の具備ありたる上にて神社を作らむとするに當りたる木のうへに出たると棟藁おさへの横木とを別に作り附て千木鯉木のかたちをなすことハなりたるなりと物に見えたり。

次にハ洞窟を高堂とする儀式の起原を述べむ。世界に死者を洞穴中へ葬る民種多き事ハ既に第一章第六節(頁百七)も述べおきたり。イ

屬の穴居する者の中に、死者ある毎に其洞穴を以て亡魂の住所として親族の皆出て他の洞穴へ移住する習慣先年までありき。其外も穴居して穴葬する民種世界の諸邦に在りて、我が邦の上古にも此二習慣ありし事既に第一章第六節に述へし所に依て見れば明白ならむ。さる程に第五章以下に述へし次第に依て鬼神即ち亡魂を恐れて之に媚ひ諂ひむとするの情起りたる上の死者を埋葬せし所の洞穴を尊敬して之を修飾し之に食物などを供ふる事と成りぬべし。是れ即ち洞穴を靈場とする習慣の起れる次第なり。シユワインフルス氏の説話に依ればボンゴと稱する民種の住める近傍に一洞穴ありて、同民種に屬する者の曾て其内へ逃げ入て死亡せし敵人の亡魂尙ほ其處に棲み止まると信じて之に入る事を肯せずと。又後漢書に高麗國の東、大穴あり、年の十月を以て國中會して之を祭るとあるも死者を其内へ葬りしことわ

るに因る事なるべし。我が國の諸方の洞穴中に佛神を祀れるは世人の了知する所なり。又埃及などに於ては夫の三角墳と稱する(輿地誌 塚す)巨大の人造洞穴ありて、其内に帝王の遺骸を葬り、鬼神の畫像を彫み出たせり、其外また全く鬼神の祭祀のみの爲めに人工を以て造築せる洞穴も邦の諸方存在りと聞けり、此等の其初め穴葬の習慣より進化したる此に至りしものと謂はざるを得ず。又我が邦の神社に建つる鳥居及び注連繩も原の穴葬に出てし者なりといふ人あり、此に學藝志林第六十五號に載する所の山田源といふ人の説を抄録す、蓋し甚だ見る所あるを以て也。

「鳥居の太古穴居室内の土止の痕跡を形どりたるにて、土裏圍也、抑々太古神代の家作の山に寄り崖を穿ち住之、天照大神天の岩戸に籠らせ給ふと云是也、亦平坦の地の塚を築く、此塚の今云鳥居を並立して、

外より石土を以て覆ふ、海邊の蘆葉或の鳥の羽を集め雨露を防で長く保存する物にて棟を覆ふ、鷓鴣草茸不合の名之に因縁すと云、今云蒲鋒小屋也、山を穿つも内の土留ツボを建ざれば崩る、也、鑛山の鋪口可見、其頃の全く人居膝を容るゝも過ぎず、かくて漸次室内を廣く爲んに、又鳥居を建添て覆を懸る、蓋し此家主死すれば其儘土を填て別に埋葬し、墓を造るにも非ず、是を息盡カクツキと云、文字柳トと云、文字家族の別居する也、此の息盡の表口の藤かつらを以て張る也、もはや此戸を發かぬ印なり之をりりくめ繩と云、後を填の義、其建増したるの、終に風雨の爲め覆ひ脱失しても、鳥居の永く存在す、是即ち堂社前の鳥居の此遺風也、蓋此息盡の主し功德ある人か偉業ある者なれば、繩損すれの新に掛替て、後人永く保護して尊敬せし也。

第四節

飲食、花卉等
供獻ノ起原

次に供獻の儀式の喪禮より起りし次第を述べむ。抑々人死ぬれば其遺跡に飲食を手向け、埋葬の後も墓前も飲食を手向くる習慣、及び埋葬の後或の數月或の數年の間飲食を供養する習慣の、世界の諸邦に行へる、事實の既に第一章第三節に於て述べたりしが如し。さるほどに、鬼神の皆死者の亡魂なりとの妄信起りて、疾病禍災の皆鬼神の所爲なりと信する上、其怒を避け其喜を邀へむとするに當て、益々佳味美酒を撰て之に供獻することとなり、終に此事宗教上の一禮式とい成れるなり。今斯く鬼神の供獻の死者の供養に淵源する者なりと言ふ所以の證據色々あり。第一の死者に日々飲食を供養する習慣あるに對して、鬼神にも日々供養する禮式ある事是れなり、カレン人の如きの死者の靈魂常に生者を取り纏き居ると妄信して飲食を供養せざる日無しと云へり。又日本及び支那の諸邦に於ても日々某々の神佛に食物

を奉獻するならずや、是れ此習慣の死者に手向けをするに根元するに相違無きを見るに足る事なり何となれば素より靈妙不測の神佛の事に、あれば其實の日々食物を要求するや否や知り難き次第にて、果して要求するがゆゑ日々供獻するときの喜ぶならむと思ふの、畢竟死者の亡魂を喜ばすための喪禮を以て之を推し考へたる者なるべければなり。次に又第二の證據といふの生者朝夕飲食する毎に先づ其一部を死者に供養する習慣あるに對して、鬼神にも生者朝夕の飲食を分かち供ふる禮式ある事是れなり。フヒヂイ島人の飲食する毎に先づ其一部を地に捨て、祖先に供ふといふ。アロウカニヤン人も朝夕食に向ふ毎に必ず先づ飲食の一部をこぼせり。マダガスカル島人も坐して食せむとする毎に先づ其一部を空中に投じて、幽魂之を食せよと唱へ言ふと傳記に見えたり。バルカム氏曰く、ミル人に酒を施與する時の

必ず先づこれを少く計地にこぼして神に供へ、而して後躬ら飲むと、而して其神と指すの即ち既に死にたる先祖の事なれば、供獻の起原の手向けに在る事疑を容れず。其他此例尙ほ多しと雖略す。又現に鬼神にとて飲食の一部を分け供ふる者ある例の、サンドイチ島にて僧侶食に就く毎に數言の禱文を唱へて食の一分を神に手向くる事あり、又我が國の蝦夷人も、只た一盃の酒を呑むにも先づ其盃の上に飲箸といふ者に乗せて、此箸の先に其酒を少くひたり、三度手向け、それより其箸にて糲を撫て上げ呑むよ、蝦夷話に見えたり、而して何々の神に手向けることぞと問ひ、時造島の神と判官さま(源義経)と、大江戸の神さま(徳川氏)一滴つゝ手向くるなりと答へり。又年々定時に死者に供養する習慣あるに對して、年々定時に鬼神も供獻する習慣處々にある事も是れ亦供獻の根元の葬式に在る第三の證據なり。例へばカレ

人の如きも飲食を死者の幽魂へ手向くる事日々あるのみならず、又年々祭日至る時の大に酒食を供養すといふ。支那及び日本に於ても或の命日、或の盂蘭盆、或の十二月晦日の露祭等に於て年々定時に死者の亡魂を供養する事あるが上に、又神佛にも各々一定の祭日ある事、言ふまでも無き事實なり。又年々禾穀收納の時などに際して初穂を祖先の靈前に手向くると同じく鬼神にも之を供献する禮式處々にある事も是れ一の証據なり。ボツゴ人及びマイマル人等、皆初穂を父母の靈前に供ふといふ。墨西哥の土蠻は毎年十一月に至れば、獸畜、食物、花卉等を親戚朋友の墳墓に供へ、ロウブロ人の年々八月に穀物、麵包、肉等を死者の徘徊する地に置けり。古代の白露人及び當時の支那人も初穂を祖先の靈前より手向けたり。又初穂を神前に供ふる事は現に我が國の舊格なれば、例を外國に取るに及ばず、公事根原新嘗會の條下を

按するに曰く、是は今年のはつ稻を神に奉らせ給ふ義なりとあり。亡魂に供養するにも鬼神に奉するにも必ず同一品物を用ゐる事は是れ第四の証據なり。死者に米及び酒を供ふる民種の、鬼神にも必ず又米及び酒を供へ、死者に牛羊の類を手向くる民種の、鬼神にも亦牛羊の類を手向け、亞米利加之土人の「ちちや」と稱する酒を死者にも鬼神にも供へ、亞非利加之民種之麥酒を死者にも鬼神にも供へ、カフヒル人の麥酒及び煙草粉を供ふる等の例、勝て數ふべからず、又死者に食物を煮て供ふる者の、必ず鬼神にも煮て供へ、葬式に生花及び燈明を用ゐる者の、祭禮にも生花及び燈明を用ゐる類の事も枚舉に遑無し。第五の證據にして最も善く葬式と祭禮との根本する所相同きを見るに足る者の、現に亡者の供養と鬼神の供獻とを混同して更に別事と爲さざる民種諸方ある事は是れなり。サンドイチ島人の今尚は死者にも鬼神の偶像にも同時に

飲食を供へ、古代の埃及人の死者に供ふる所に異ならざる飲食を神にも供へたり。今按ずるに、俗に神佛に酒食を奉獻する事を「そなふる」と云ひて通例「供」の字を用ゆ、されど「そなふる」といふ語の根元の意義は「備」の字に當れり、故に其初め死者の魂魄還歸せしときの用に備ふるの意に出でし事に相違なし、然らずむば何ぞ備といふ語を用ひむや、是れ又一の證據なり。斯く數條の證據ある上の鬼神に飲食を奉獻する習慣はもと亡者の手向供養より出でし者なる事亦疑ふべからず。

第五節

斷食ノ起原ノ

斷食と云ふ事も是れ亦喪禮の根元する祭典の一なり。抑々斷食と云ふ習慣の起原に三ありと思はれたり、其一は久しく食を絶て神經感亂するときはの夢を見る事多く、從て又夢の中より死者を見る事も多きゆゑ死者に再會せむがために態々斷食する事是れなり。其二は第七章よ

も述へし如く神經の衝動に因て神通力を得むがため態々食を絶つ事も是れなり。其三は死者ある時親族の者多量の飲食を從葬するがゆゑ、餘儀無く食を斷つに至る事是れなり、然り而して原人が葬式として行ふ所の斷食にして後又宗教上の禮式と成れる者の重に此第三の原因に因て起れるものと知られたり、請ふ其次第を述へむとす。抑々食物財産、家畜等を夥しく從葬する習慣處々に在りて、其れが爲めに親族困窮に陥ることさへある事實の既第三章第三節に述へ置きたり。ト
 ッマ人の如く死者ある者に「其群牛を悉く皆犠牲にして」チペワヤン人の如く「親族に死者ある者に悉く其財産を失ひ」バゴ人の如く「酋長死ぬれば多くの寡婦其食物を悉く焼き捨つるを常とする」からに、生き残りたる者の爲めに餘儀なく食を斷つに至る次第なり、況や耕作の術未だ充分に開けざる世に於てをや。其證據果してあり。ハングロウト氏曰く、

北亞米利加ロッキイ山の民種中死者あれば親族の屬品に至るまでも殘る所無く焼き盡くす習慣あるがゆゑに全家族饑餓に陥る事屢々ありと。又上は述ぶるバゴ人の如きの右の次第に因て饑餓に迫まる者多きがゆゑ、村中の人々相謀て喪お居る者に次年の收納時を過くる頃まで食物を施與する事なりと。さて斯る事屢々起る時の斷食する事、自ら生者より死者に對して必ず盡すべき義務の様に思ひ、終ふ之を以て一種の葬式なりとして、食物不足無き様に成りたる後にても、熊と斷食する者あるに至るに相違無し。其証據果して多し、葬式を行ふ毎に死者の親族大に困窮すと第三章にも言ひ、亞非利加の金濱の民種の果して斷食を以て喪禮の一部とすと言ひ、メホメ人の中にも、死を哭する者の必ず斷食すと言へり。又古代の埃及人及び猶太人中にも王公の喪に斷食せし由書冊に見えたり。又前節に於て述へたる如く朝

夕食も就く毎も其一部を幽魂に投げ手向くる習慣も是れ亦未開の民をして斷食の死者も對して盡さざるべからざる義務なりと思ふに至らしめたる原因の一なるに相違無し、何となれば、蠻人の常として前後の思慮無く、獲物少なき日の窮乏に備へおこなふ念の無ければ、食物の缺乏に苦しむ事も多きなるべく、果して然るときは幽魂に分ち供へたるの故を以て自分空腹に苦しむ事なども間々あるべければなり。偕て斯る次第に由り此事亡魂も對する禮儀の一端と成りたる上に、疾病災難の鬼神の所爲なり鬼神の亡魂なりといふ妄信起れるとき、其怒を避け喜を邀ふるが爲め鬼神に對して斷食する事猶ほ死者に對して斷食するが如くするに至るの亦自然の勢のみ。現に日本支那に於て或の宗旨修行の爲め或の祈禱のために斷食する事此次第も因て起るべし。

第六節 犠牲、血祭
等ノ起原

(一) 犠牲 神前に於て人類を犠牲にする事も是れ亦葬式に根元する祭典の一なり。犠牲の源は殉死の習慣に出づる者也。請ふ其次第を述べむ。常に人肉を喰ふ民種は人死して後も人肉を喰ふならむと思ひて、葬式を行ふ時俘囚、奴婢等を殺して死者に手向くる習慣諸方に見えたり、而して死者の亡魂鬼神と成りて生者に疾病禍災を來たすといふ妄信起る時、即ち之は媚ひ諂ひむとて神前に於て生類を屠殺する事を以て祭典の一部とするに至るなり、是れ犠牲のはりゆなり。フヒザイ島人の人死にて後も生者の如く人肉を喰ふならむと思ひて臣僕を従葬せり、且つ酋長たる者死ぬるときは人肉を嗜むこと甚しき神の列に入るなりと信じて必ず人を犠牲にすといふ。古代の墨西哥人も平常人肉を喰へるのみならず、人死ぬる時其奴隷を屠殺し諸神の祭禮を行ふ時

に罪人を犠牲にしたり。又チブチヤ人の如きも常時こそ人肉を喰する事無しと雖、昔時の此習慣ありしと見えて今尚ほ人死ぬれば殉死を行ふのみならず、曾てイスパニヤ人を見て兼ねて國人の敬禮する所の日輪の子孫なりと思ひて人肉を以て之を饗せむとせし一話あり。タヒチ島人も其國の諸神、生者の精氣を常食とすと妄信し、屢々神饌にて人を屠殺せし由なり。トンガ人も童兒を犠牲にしたり、而して其神とて祭る者の何ぞと問へば、即ち逝去せし酋長の靈魂なり。其他の事實猶ほ多しと雖、既に犠牲の祭典の殉死に根源する者なること明白なるを以て此に略す。我が國の古代に於ても現に殉死を以て葬式の一部とせし事、史籍に審なるのみならず、神祭にも人を犠牲にせし事、夫の素盞鳥尊か出雲に於て少女を救ひし事、橘媛が身を海神の犠牲とせし事、仁徳天皇が河内の茨田堤を築くとして二人を水に投じて河神を祀

り玉ひし、事長柄の岩氏長者か人柱に供せられし事、今昔物語に載する所の美作、飛騨等にて神の生贄を止めし話等を以て見れば明白なり。又死者の食物に供せむとの意に非ずして他界に於て死者に事ふる臣僕とするの意を以て人を殉死せしむる習慣を守りし民種も多き事既に第三章五節に述べしが如し、而して此原因に由て起りたる殉死も亦右と同様の次第を経て後に至て神祭の一禮と成れる場合あり。メホ^{メホ}などに於ては現に在世の君主より冥土の先祖へ送る使者にせむとて人を犠牲にする事多しと云へり。墨西哥人も送葬の後五日目、十五日目、四十日目、六十日目、及び八十日目のつとくに若干の奴隸を殉葬する事なりき。されば古來諸邦の宗教に於て定期の祭禮の度ごとに犠牲を奉る儀式ありし事も初めの斯く定期に亡魂を對して從者を献する習慣より起りし者なる事疑を容れず。「和漢共に古へ以て人犠牲と

して荒振神の心を和むと云る俗間の淫祀ありて人を傷ふ事多し」と本朝神階編に見えたり。

(二) 祭 人血を以て神を祭るの禮も是れ亦亡魂に人血を手向くる習慣より出てたる者なり。既に第一章八節の(三)に於て(百十)生血を以て死者に供ふる者處々に在る事を述べたり、而して其元の蠻人の人肉を喰ふ者己を以て死者を推して亡魂も之を喰ふならむと妄信せしに在るなり。蓋し苟も人の生を得たる者其同類の血肉を喰ふて快とするが如きの開明人の想像も及ばざる所なれど、事實に附て其實際を伺ひ見るときは亦深く怪しむべくも非ず、現にオ、スタラリヤに於ては人肉を「なまなり喰ふ」といひ、フヒヂイの酋長タノアの曾て從弟の腕を切り、其目の前に於て血を吸ひ、肉を烹て、喰ひたる事あり、米國大平洋州に住めるハイダと稱する民種中の巫醫は人に逢へば誰れ某れの差別なく噛み附

き頭腹腕脚のきらひなく口の當りたる所の肉を一口二口咬み取りて喰ふとかや、さすれば蠻人の往々我か輩の想像し難き殘酷の所業ある者なれば、中に又生血を飲て快しとする者も多かりしならむ。果して然らむに、亡魂に生血を供ふるも矢張り其飲料とせむとの意なる事明白なり、況やメホメ人の如きの現に習慣に於て血汗を以て亡者の飲物と定むるに於てをや。希臘人も上代に在て冥府の幽靈好て其之に手向けかく獸畜の生血を飲むと信したる趣古詩に見えたり。之を以て推すと、その神前に人血を供ふるも其元の同じ想念に出て、祭典なる事疑ふべからず、夫の殘酷なるメホメ人の戦争に際し國王の冥助を得むとするとき、之に人血を供ふといふ、又上古墨西哥を撰服せし民種、人肉を喰ふ者なりしがゆゑ、其子孫後に至りて國神を祀るに必ず偶像に人の心臓を供ふるを以て禮とし、犠牲少なきとき、神官國王

に奏して、諸神將に饑餓に迫らむとすと言ひたり、其時國王の軍を發して外邦を征し、國神の食餌にとて敵人を擒擄せしめ、以て犠牲に供する事年々數千に及ひたりと。今又輿地誌略を見るに同國の祭式を記して曰く、

「先づ盛に金鼓を鳴らし、貴重の僧官禮服を裝し、預め牲と爲るべき男女數人を石柱に籥し、主任の僧官刀を抽き其腹を割き、心臓を出し、恭く之を神壇に供ふ、都人士群集して之を觀る、祭禮畢るの後、其心臓を信仰の衆徒受けて之を食ふ政府に於て或は敵國の民を擄掠し、或は國中の罪人を逮捕し、或は國中の部落政府に叛く者ある時の謀叛者の言ふを須たず、其地の人口に比較して幾多の罪人を出さしめ、盡之を以て人牲の用に供ふ、全國を通計する時の毎年屠殺する所二萬人に下らず、哥爾斯が國都の神殿に入りし時、其祭壇上に三個の心臓の流血淋漓た

るを見たりと云ふ。

今按するに我が邦よて血祭と謂ひ、支那にて穀と稱する事も同一次第に由て起りたる習慣なるべし。

(三)自傷 鬼神に對して避_レ怒_レ邀_レ喜の爲めに能と自身を傷害するの禮も是れ又喪禮より出てたる祭典なり。前に第一章八節の(三)に於て死者の爲めに自傷する習慣の例を挙げたり、今又其一二例を加へむに、北米のナテテテ、イン人の中に於ては、親戚死ぬる毎に婦女子の手指を一節づゝ切斷する習慣あり、故に間々老婆の手の十指とも僅に一節づゝを存する者を見る。又ハリッシンの君長死ぬるときは婦女子中の最も勇悍なる者と、嗣て君長と成らむとする男子と互に其身を切り合ひて肉を取り、獸肉と草根とを加へて火に投すといふ。儲て又鬼神に對し自傷するの例は墨西哥に見えたり、即ち同國人の或は指を切り、或は尙

は甚しき傷害を自身に加へたり。白露の一民種の幼兒の上齒及ひ下齒を三枚づゝ、抜くを以て、大に神を喜ばしむるに足る事なりと思ひ居たり、是れ彼のランドイチ島人が君長死ぬるときは前齒を打ち抜くと相對する事實なり(百十九頁 見よ)

(四)剃髮 喪禮より轉じて宗教上の格式と成りたる事今一あり、即ち剃髮是れなり。第一章に於て、人死にるときは其親戚奴僕等自ら頭髪を剃る習慣諸方に在る事を述べたり、今其祭典と成れる例を挙げむに、サンドイチ島にて一千七百九十九年に火山爆烈して止まざりし時、神慮を感めむが爲め色々供獻を試むる者あり、かど皆其効なきを見、國王タメハメハ親ら其髪を斷てうづ巻く墨煙の中に投せしとあり、國民の之を以て最貴重の供獻物なりとしたりと、古代の白露に於ても髪を切て神に奉納する者日々あり、にて中に眉毛又は肥を抜て奉納する者も

わりしと。今按するに我が邦の神社佛閣到る所として頭髮の奉納を見ざるなきも亦此類の事なるべし又佛法に歸依する者の剃髪も同一原因に出てし事に相違無し然らざれば出家の何故に髪を剃る事にや解し難し但し剃髪はもと服従の意を表せむとするに起りし葬式なる事既に第一章に述べたり。

第七節

讚頌、祝詞、等ノ起原

讚頌と云ふ事も亦始めの葬式より起て後に祭禮となりし者なり。チユピス人の死者の葬式に際して其徳を賛美する歌を唄ひ下カリホルニヤ人も死者を葬むる時僧侶をして頌歌を唄ひしめチペロ人の頌賛の代に墓の傍に棒を立てし其人に在世中に出戦せし度數及以殺戮せし敵人の頭數を標記すと云ふ後に墓碑と稱する者も亦斯る次第に依て起れる事と知られたり。其他白露、埃及等に於ても葬式に頌賛を唄ふ習

慣ありたり。諸て其神祭の禮式の一部となりたる證據を挙げむに、白露人の大祭日毎に國王の先祖の威徳を頌歌せし事フレスコットの歴史に見えたり。アマズル人も國に悪疫流行する毎に祖先の靈魂に對し頌歌すとカラウエイ氏の書に見ゆ。回回教及以印度の古教の禮拜に於ても神の威徳と仁愛とを頌歌することありしより百科全書に見えたり。全書に譯出する韋陀教の經中に頌歌の一に曰く天釋インダよ來りて我が神饌を食ひ我が神酒を飲み以て汝が勇を養て勁敵を破れと。現に我が國に於ても神葬を行ふ者の「贊詞」と稱して死者の徳を葬時に於て宣ふる事あるのとならず神に對しても祝詞を宣ふる事あるの誰れしも知る所なり。佛法にも讚頌と曰ふ事ありて諸天鬼神皆觀喜するが故に之を唄ふと僧史略に見えたり。

第八節

祈禱、祭文、等ノ起原

祈禱と稱する宗教上の禮式も是れ亦初めの死者に對して幸福を願ひ
 災難を免れむことを願ひより出たる者なり、今又死者に對して請願
 する例を挙げむに、リビングストン氏に依れば、バンエイ人の逝去せし酋
 長及び親戚に祈禱すといひ、亞非利加熱帶地の民種も凶時に林に入
 りて死者の亡魂に對し號喊すとかや。アマズル人も供獻する時必ず
 祈禱せり、イタ人も祖先及び幼兒の亡魂常に生者を冥護すと信じて、危
 窮に迫り窮乏に至る毎に必ず其救助を請祈す。マコタ人も將に狩
 獵に出てむとする時禱り言ふ様の「精靈よ、亡魂よ、請ふ我れを憐み、我れ
 をして鹿ある地に到ることを得しめてむ」と。エイチャン人も常に祖先
 の精靈を敬拜して之に幸福安全を祈り、新カレドニヤ人の君長も逝去
 して神位に登りし君長の幽魂に初穂を供へ、聲を放て呪願するを聽く
 に曰く、「慈愛深き父君よ、茲に聊か奉獻する所あれば、請ふ之を食し、以て

親愛を垂れよ」と。又鬼神に對して祈禱するの例の諸方に見えたるを
 以て、例をるにも及ばねど、今一二事を以て之を憑證せむに、希臘の古詩
 に「グリースといふ僧、神に祈禱する語を載せて曰く、「我れ曾て汝の雅美
 なる堂宇を蓋葺し、汝の爲めに牛羊の肥脚を燒きたる事果して偽に非
 ずば、請ふ我か一願を許し、汝の神矢を以て我れを悲憤に至らしめたる
 希臘人を刑罰せよ」と。此類の事尙ほ諸方に多かるべけれど、紙數既に
 盡きたれば一々挙げず。

第九節

神戒、幣燈、哭祭、巡禮、神號、神
 令、誦讀、殺生、禁斷等ノ起原

以上八節に於て枚舉せし諸件の外にも尙ほ宗教上の儀式にして葬祭
 上の儀式に根元する者いと多かるべしと雖、本書の主旨とする所の只
 た宗教進化の次第を證明する事のみ在るなれば、其次第既に明瞭な
 る上の深く各種の儀式の細點に論及して爲めに過多の紙數を費消す

る事本意に非ず、故に此一節に於て、別に彙類を分けず、順序を整さず、に儀式の、祭式と喪禮とに普在する者を略述し、以て第八章の局を結ばむとす。

(一) 神戒 リビングストン氏に依れば、東部亞非利加人の死去の魂魄常

生者の行狀を監視して善行あれば喜び、惡業あれば怒ると信せり、又ダクタ人も死者を哭する時、其行狀を正し、ラセむと誓ひ言へり、是れ即ち開明人が神佛の譴責を恐れ、稱賛を求むると其根元を同うする事也。

(二) 神令誦讀 モルガン氏に依れば、イロコア種のサチュム人祖先の遺法を吟

誦するを以て喪禮の缺くべからざる者とせり、是れ即ち諸宗に於て神佛の法令訓戒を誦讀するを以て教禮の一部とするに契合する事也。

(三) 燈幣 亡者の爲めに墓所に於て火を焚き、燈を照らす喪禮、諸方の蠻人中に行はるゝ、事前に述べたり、開明人中にも之を行ふ者ある、世人の

知る所なり、又數年の後までも期日ごとに燈を照らし、或は日夜絶えず照らし、て數年に至る者もあり、我々朝の民も毎年七月に親戚の墓前に燈籠を掛る者多し、古代の埃及人及び羅馬人の墓前に於て常恒に燈を照したりといふ、是れ即ち神佛に常燈を奉る禮式の根元する所也。

(四) 哭祭 人の死に臨て悲歎に堪え兼ねて啼哭する、人情の常なれば、此事終に一の喪禮となる、自然の勢なり、故に其例諸國に見えて中に人を雇て哭せしむるもあり。支那の哭禮の嚴重なる、普く世界の知る所なり。此事また宗教上の儀式と成りたる場合もあり、即ち古代の埃及人の喪禮にも神祀にも哭する事ありたり、にて、毎年アイシスといふ神に初穂を供ふるとき、悲しき聲して哭きたりといひ、コシリスといふ神の祭日に、其信仰者みな豫め斷食して喪服を着し、相傳へて其神の墓所なりと言ふ地に於て燒きたる祭儀を置き、其周圍に立て、號哭

たり。

(五) 神號 亡魂の怒を觸れむ事を恐れて其實名を呼ぶを忌む民種ある事既に前章に述べおきたり、是れ即ち蠻人の人の姓名も其身体の一部となりと妄信するのゆゑなり。現にマダガスカル人の如きの死者を呼ぶに其生前の名を以てする事犯罪と見做せりと。是れ即ち諸方の半開人の宗教に於て神佛の本名を呼ぶ事を或の禁制、或の違禮なりとする習慣の根元なり、今尙ほ印度人のナムと云ふ神聖なる名目を稱ふる事を嚴禁し、古代の猶太人中にもセホバといふ神名を呼ぶ者曾て無く、史學の祖とも稱せらるゝヒロドタス氏すらも其著書に務めてテ、シリズといふ神名を記する事を避けられたり。今按するに我が國に於ても死者の姓名を忌みて諡を附するのみならず、神にも神號を奉りて其實名を呼ばず、義家を八幡宮と曰ひ、道賢を天満宮と曰ひ、秀吉を

豊國神と呼び、家康公を權現様と曰ふが如きも此類の事なるべき歟。

(六) 巡禮 死者の親屬其墳墓に參詣して飲食を手向け、頌歌を謠ひ、幸福を祈る事諸方に在り、而して其墳墓若し遠隔したる地に在るときは旅行せずむべ此に到り難きなるべし、是れ即ち巡禮の由て起る所なり。回教徒がマホメットの塚に詣で、佛教徒が釋迦の舍利を安置せる育王塔に詣で、基督教徒が中古有名の十字軍を起こし、不測の危難を冒して敵國に在る基督の墳墓に詣てしなどの史を讀む者の能く知る所なり、我が邦の佛教徒中に於ても西國巡禮と云ふ事近年まで盛に行われたり。但し初の神佛の喜を邀へ怒を避けむためにとて巡禮する者なれど、後に至り宗教益々進化するに従ひ罪障消滅など云ふ事の爲めにとて巡禮すること、成りゆく次第の第三部に於て説明する所あらむとす。

(七) 殺生 禁斷 カフェル人の地に於ての酋長の墓所を以て放生地とし、トンガ島

に於ても權勢高かりし酋長の埋葬地の極めて神聖なる者とし其境内に於ては仇敵相逢ふと雖必ず親友の如く和睦する事なりと。此等の習慣後までも残りて宗教上の格式となり、開明國の社寺などに於て、或の相爭鬪する事を禁し、或の捕魚狩鳥を禁する事の根元と成りし者也。

(八) 供物ヲ 智力劣等の民種の事を分析する能はざるゆゑに死者の身軀の一部分を喰ふて其勇悍又の其工妙をわやかり承けむとする者ある事前章に述べたり、是れ即ち後に至り牲饌を喰ひ、神酒を飲て其神、其佛の靈徳を身に受け、或の之に依て惡鬼を逐ひて疾病を治せむとする習慣の根源なり。我が國の俗之を御下物ウサガリ又の御供物と唱へて競て食へり、或の又之を守護神として身に附けかく者あり、現に神の供物を食するの其神を食するに均しと信する劣等民種も甚た多し。豈に只た劣等民種のみならずむや、現に基督教徒の如きも、いかりすと稱する禮

日に麵包及び葡萄酒を飲て基督の尊軀を食し尊血を飲むなりと言へり。

第一節に於て述べたる如く原人の鬼神に對し行ふに亡魂に對し行ふと同一儀式を以てせざるを得ざる所以の道理あり、又事實に就て見ても果して第二節より第九節に至るの間に類別して述べる如く、聖所、祠堂、鳥居、供獻、斷食、犠牲、血祭、剃髮、自傷、贊頌、祭文、祈禱、神戒、神令、誦讀、常夜燈、哭祭、神號、巡禮、殺生、禁斷、及び供物を食する事等一々皆其根元する所死者に對する行狀に在るに相違無き上、最早祭禮の起原の喪禮に在る事毫も疑ひを容れず。此二事の根元相同しきに非ざるよりの如何して雙方符合する事斯くまで數々あるべけむや、埃及以下の諸國に於ての喪に臨て死者の徳を贊頌する如く神に對しても亦其徳を贊頌し、墨西哥に於ては死者に飲食を供へ、花卉を奉げ、臣僕を殉らしむる如く神

に對しても亦日々同式を行ひ、白露に於ては靈屋に生血を供ふる如く
 偶像にも亦之を供へ、逝去せし酋長に犠牲を供へし如く神にも之を供
 へ、喪禮に髮を斷ちて大陽にも髮を獻し、木乃尹に對し贊頌し祈禱する
 如く神に對しても亦贊頌、祈禱、拜禮を爲し、我が國の神道に於ても喪祭
 に祝詞を述べ饌米を供へ、拍手を打ち、榊木を投する如く神祭にも亦祝
 詞を述べ饌米を供へ、拍手を打ち、榊木を建つるの果して何故ぞや、死去
 せし祖先と神祇と本來全く相異なりて相關係せざる者なりとする時
 の其理決して解し得べきに非ず、今の人の兎もわれ角もわれ、古の人の
 祖先の近頃死去せし者も天に坐ませる國神も、本來同物よりて彼れ是
 れ相關係する者なりと思ひたるが故なりとするとき、其理釋然として
 解けざる所無し。然るのみならず、祭禮の本源の喪禮に在りて所謂
 神祇なる者の即ち死者の亡魂より出てたる妄信なりとすれば善し、然

せざれば斷然理會し得べからざる事色々ありぬべし、例へば埃及人が
 大陽を祭るに香をたき、血を供へ、白露人が海を靜むるためにとて眉の
 毛を抜て之に投するが如き、果して如何なる念慮に出てたる事なる
 ぞ、若し此一篇の所説の外に之を解するに足る理由あらば聞かまほし
 と云爾。

第九章

祖先教の起原、即ち諸種の宗教の起首

第一節

祖先教ハ諸種ノ宗
教ノ起首タル理由

前の一條に於てハ總べて宗教ハ於て祭祀の爲めに用ゐる儀式の由て來る所を詳にして是れ亦第一部に述べたる宗教の根本、即ち亡魂の妄信より進化して出てたる者なる事を証明したり。然るに凡そ儀式なる者の皆未だ宗教の外形に顯るゝ所たるのみ又過ぎずして其本体に非ざるなり。凡そ本体即ち本尊と定むる者あればこそ之に對して施し行ふの儀式と云ふ者あるに至るなり故に次にハ宗教の本体に立ち入て其本尊とする所の者の進化して出づる次第を討究せざるべから

す。さて前にハ只た一般に鬼神又ハ神祇とのみ言ひたれど、今又事實に就て古來諸方の宗教に於て本尊として尊崇し禮拜する所の者を見るに實に千種万類にして厖雜窮無し、例へば先祖を禮拜するあり、偶像を禮拜するあり、木石土塊の如き凡物を禮拜するあり、熊牛蜂蛇の如き動物を禮拜するあり、植物を禮拜するもあり、日月山川の如き自然物を禮拜するあり、又稍々開化したる社會に於てハ天神地祇などいふ高尙なる本尊を尊崇するもあり、中にハ亦彼れ是れを色々に取り雜へたるもあり。故に苟も廣く宗教と稱する者の發達を詳にせむとする者の、又義務として斯く種々様々の本尊の發生せし原由を究定せざるべからず。されば今此事を究定せむとするに當り如何なる方法を探るときの推論の順序を誤らざるに幾からむかと云ふに、先づ其根元なり起首なりとすべき者を第一に究定し、而して后之より分化し發展し出て

たる者を一々研究するに如く事無きの勿論なり、是れ總べて物の進化の次第を採求するの常法なり。されば右の如く種々ある本尊の起首なりと定むべき者の何ぞと問ふ、答へて曰く、本尊の宗教の一部なれば、本尊の根本も亦宗教總体の根本と同一ならざるを得ず、而して宗教總体の根本と謂へば、即ち人の魂魄の身軀死ぬるの後までも存在すとの妄信是れなりと。前章に於て、諸般の祭禮種々様々なりと雖、其由て來る所の皆亡魂即ち死者の魂魄に對する喪禮に在る事を証明し、たり、されば祭禮の根本となりしも矢張り件の妄信なり、故に今の又同一根本よりして種々様々なる本尊の進化し出づる次第を証明せざるべからず。さるほども、死者の魂魄尚ほ存すとの妄信を以て本尊の根本なりと見做すとき、之より出づる本尊の果して如何なる物なるべきやと考ふるに、即ち祖先の亡魂是れならざるを得ず、何となれば、既に死

にたる人の皆尚ほ生活する其の祖先たらざるを得ず、生者の皆死者の子孫たらざるを得ざればなり。故に亡魂を畏れ崇ふの情より轉化して祖先を尊崇する事となるの自然の次第なり、是を以て宗教の起首と稱すべき者の祖先教なりとす、而して或の偶像を禮拜し、禽獸草木の類を尊崇し、或の日月山川を祭祀するが如き、皆宗教の變体にして、其顯ゆる、所相異なるにも拘らず、其由て來る所の根本の祖先を禮拜するの一事に在らざるを得ず、是れ理の當に然らざるを得ざる者也。然るに禽獸草木日月山川の素より人の祖先に非ざる事明なり、故に初めの祖先を禮拜するの念より起りて、斯く異なる者を禮拜するに至りし所以の原因とすべき者充分に有れば善し、若し無き日に従て宗教の根本亡魂の妄信に在りといふ理論立つ能はざる事明白なり、之に反して若し充分なる原因ある事を知り得たる日よ、件の理論益々確信を

加へざるを得ず。故に此一章に於ては先づ一般に祖先教に關する事を述べおき次章以下に至りて他種の本尊の一々皆此起首より啓展し出つる次第を述べむとす。

第二節 先祖教ノ普ク古今

茲に祖先教と通稱するの右にも述べたる如く祖先の亡魂を禮拜する習慣の事也、禮拜といふ敢て一時のみに止まらず、平常欽崇し祭祀して避難邀福の爲めにするを言ふ也。さる程に既に亡魂を畏るゝ者の皆早晚祖先を禮拜するに至るの自然の理なり、何となれば右にも述べたる如く生者の悉く皆死者の後裔たれば、死者の亡魂を畏るといふ即ち取りも直さず祖先を畏ると云ふ事なればなり、況や社會の進化未だ進まざる頃の、一部属、一種族の民悉く皆血統連結するを常とすれば、死者の悉く皆後世の人の普く祖先と仰く所たらざるを得ざ

るま於てをや。此理に因り古今東西の別無く、苟も亡魂ありと妄信する者の殆ど皆祖先を禮拜し、又今の既に進化高く進み異なる宗教を奉する開明諸國の信仰中にも、其未だ進化せざりし前に在ては、祖先を禮拜せし證據現然たり。但し間接に此事の證據となるべき事實の既に前の二章に於て述べたる中にも夥しく有りと雖、茲に又簡略に直接事實を枚擧せむとす。抑最下等の民種即ちフエゴ人、アンダマン人、メラタリヤ人等の如く常に漂泊して定居無き者の間に於ては亡魂を畏るゝの念も薄く、從て祖先を禮拜する事も無し、其故の遇々死者ありても生者の敢て之を顧みず、死體を捨て、他所へ移りゆくがゆゑ、定居して近隣に埋葬し置ける場合の如く、亡魂生者の前後左右に徘徊すなど信する地位に立ら至るの機無ければなり。備て一步を進め、定居して死者をも其處に葬むるがゆゑ、隨て墓式喪禮と稱すべき者をも擧げ行

へる民種を見るに、悉く皆祖先を禮拜せり。先づ黑人種中を見るに、フィ
ヂイ島人の「父母を親愛して死ねば直に之を家族の神と列し、爲めに祠
 宇を作る」といひ、新カレドニヤに住むタンニイス人等の中に於ては神とい
 ふ總名も死人といふ名詞も同一なりといへり、是れ亦祖先を神とする
 証據なり。大洋洲諸島の人種中、於ても亦敢て異なる無く、只た近祖
 より加ふるに遠祖の禮拜を以てする點に於てのみ異なるなり、即ちタヒチ人
サンドイチ人、サモア人、及び所在の異なるも人種の同一、マダガスカル
 人等の皆神にも、酋長及び祖先の靈魂にも、祭犠を供ふといひ、スモタラ
 人の神も魔も、偶像も禮拜せねど、父祖の墳墓を恭敬するの深き、殆ど之
 を禮拜するか如しと見えたり。又亞非利加に於てもアゴラ人の「常
 に逝者の靈魂の怒を免るゝに汲々たり」といひ、ハンベリ人の酋長及び親
 戚の亡魂に祈禱すといひ、カフール人の死者の精靈を神位に登すといひ、

ハロンドン人、ワニカ人、コンゴ人等も略ぼ相同しといへり。又亞細亞洲の
 劣等人種の大に他洲の人種と形狀を異にするにも拘らず、先人を禮拜
 する點に至ては少くも異なる所無し、即ちミル人、ブガイ人、カレン人、
コンド人、カルギズ人、コスチヤク人等皆之を行ふと言ひ、サングル人の「家族
 各々其鎮守あるが上、戸毎に其先祖を祀る」といへり、但し其血族の鎮
 守と指すの如何なる次第に依りて起りたる者ぞといふに、其次第の或
 る人コンド人の家族神に付き記する所を見れば明ならむ、即ち其語に曰
 く、「一部属又は一支部族の僧侶、其部属又は一支部族中に於て古來特殊の名
 聲ありし人を悉く記憶し、益々前代に出づる者の益々尊崇を加ふ」
 と。又亞米利加に至りても北の北氷洋洲のエスキモ人より南のパ
タゴニヤの蕃人に至るまで、悉く先人を禮拜するのみならず、就中古代
 高度の文化に達したる墨西哥人、白露人等の中に於ては祖先の禮拜未

曾有の盛大を極めたり。

(二) 明國ハモ皆 祖先ヲ禮拜ス

又社會既に成熟の點を越えたる國々の人民の如何

にと問ふに、皆矢張り或の現に祖先教を奉り、或の曾て之を奉りたり。

痕跡を存する者たり。先づ我か日本を初めとして、支那朝鮮琉球の民

今尙ほ盛に遠祖近祖を祭祀するの言を候たず。偕て少く西に進み

て、印度人及びアラビヤ人の爲す所の如何にと見るも、其現に奉する所

の佛教、回教等に於ては素より只た祖先の成佛を願ふのみに止まり

て、別に避難避福のためにとて之を禮拜する事無しと雖、是れハ畢竟

宗教進化の度既に高きに達したる上よて斯く成りゆきたる者にして、

其初めの矢張り祖先教を奉りたる者なりとすへき證據色々あり。先

づ印度人中の佛教及び婆羅門教を奉する者を以て之を言ひむに、佛

教の本源ハ婆羅門教に在り、然り而して婆羅門教の本尊とする因陀羅

即ち帝釋ハ是れ疑も無く印度人の祖先たり、其證據ハ彼の韋陀にも

言はずや、勇悍なる帝釋頌贊を喜ぶがゆゑ之に「祭儀を奉る時に、贊唄

」以て其意に依り、軍裝壯々として電聲を放てる天軍の救助をば得た

きものになむあると。又曰はずや、僚友に此牡乳を神に致して新頌を

唄へ」と。又曰はずや、蘇麻酒草ありとも之を斟え灌かざれハ帝釋を興

に入らしむるに足らずと、是れ亞非利加人が麥酒を灌注して祖先の靈

を祀ると何の異なる事かある。又婆羅門教の關鍵とも稱すべき「まに

う法」を見るに、先祖の亡靈ハ喪祭の供物を食すと云ひ、又凡そ家主の祖

先の靈に供養する者の、先づ諸神に供養して後、祖先に及ぶべし、然らざ

れば諸神に於て祖先に配當したる分をも領取せむとす、是れ正しく

諸邦の蠻人と一般、神も亡魂の權勢群を抜く者なりと思へるの證據に

非ずして何ぞ。此等の皆古代の事なり、偕て又今日に於ても祖先を祀

るの習慣尙ほ印度の各地に見えたりといふ証據もライヤルといふ人の「印度領地之宗教」と題する投書に曰く、

「各地方に於て私に祀る諸神の起原に付て今日まで余が研究したる所に依て見れば大抵の皆前代の人の中にて生死の間に一種奇特の所業あり、或は又希有の事件に際遇したるお因り、多くの亡魂の中お取り分け名聲を博したる者共なり、(中略)街道にて槍奪を働くブンセラと云ふ部属の有名なる賊頭を禮拜せり、(中略)先年ハイテラバツトお於て没したる佛將も同一都合にて神に列せられたり、(中略)斯くの如く人にして地方神と成りたる者夥く有る中にて、過半の聖跡ある人の成る所なり、(中略)既にビラルの一地方中に於ても聖人逸士の爲めに建てたる祠宇甚だ多く既に堂々たる寺院の列に入りたるも有り云云。

次に回回教を奉ずる者を見るに畢竟其經典にこそ祖先教の事見えぬと、今日之を奉ずる民種中に矢張り以前祖先を禮拜する習慣あり、証據あり、即ちバルグレブ氏に依ればビュドイン人の陽に回回教を奉じながら其實の固く祖先教を守りて現に靈廟に於て恭しく祭儀を供献せり、又佛人カウサン氏の「亞刺比人來歴論」といふ書にマホメット出世時代の景勢を論じて曰く、

「當時アラビヤ人中他教を奉ずる者猶太教と基督教と過半に居り、(中略)色々雑多の神を祭り各部属皆其特に奉ずる所の神ありのみならず、各家族と雖亦殆どみな其特に禮拜する所ありたり。されど最上最尊の一神(あら)の存在に至りては誰れも之を信せざる者無く、て多くの小神の皆人間と最上神との中介を爲す所なりと思ひ居たり、(中略)中に死後一切遺る所無しと信するあり、或は又再起あり後

生ありと信するもありたり云云。

次に歐羅巴の諸邦にも祖先教無かりし地無き事を憑證せむ。先づ第一古代の希臘人の祖先の靈を祀りたる事史冊にも詳なり其各州各都會に於て鎮守として祀りたる神の皆其州其都會の住民の遠祖なり又子孫の父祖の亡魂に呪願する事恰も神に呪願するが如くにせし場合など彼れ是れ古詩中に見えたり。降て羅馬人の信仰を見るも是れ亦祖先教を奉りて各家族皆其遠祖を祀りしのみならず近祖の亡魂にも祭儀を手向けし世の普く知る所なり。故に爰に疑を殘す所の即ち基督教國民の一あるのみなり今日其教を奉する徒の言ふ所を聞くに曰く死者の亡魂を祀るの邪法外道の沙汰なり我か聖教素より其事無しと蓋し甚しき妄誕のみ何となれば祖先禮拜のばいぶるの命する所に非ざる事勿論なりと雖其實の遠く基督教の本源より流れ轉りて今

日の有様となりしまでの間も屬する者に於て拜祖の禮に關係せる事甚た多ければなり。請ふ其一二を述べむ。抑々基督教の因て來る所の猶太教に在り故に先づ猶太教の成立を糾し見るに祖先教の痕跡果して多し即ち其本尊シャハバに初穂を供ふる時の祭文に曰く未だ死者に手向けざるに先き立ち之を奠前に致すと。又喪服を着る時のいつも斷食し或は又死者に對して自傷して血を流し頭髮を斷て供へなど漸く後に至り法を以て之を制止せし正しく父祖の亡魂を崇むがゆゑもて全く祖先教と其趣旨を同ふする事たるの前章に論辨せし所に依て明白なるべし。其他或は偶像を禮拜し或は樹木を祭祀し或は下等民種と一般陋劣なる儀式を行ひていと猥褻に流るゝ事さへありたり且つ猶太人の元來セミチク人種に屬する者にして同人種に屬するアラビヤ人、ヒトイン人等の祖先教を奉りたりし証據前に述べた

り、されば獨り猶太人にのみ其事無しと言ふの無理の極端なり。次に純粹の基督教の本体に涉りて見るに、其上代に出づる者を加特力宗とす、此に至り拜祖教の痕跡最も顯然たり、即ち此宗の信者の富有なる者が往々埋葬地に建築する小堂の結構は古代の諸人種の建築せし靈廟にさも似たりといへり、且つ聖母マレイを禮拜するためにも堂を建築すといふを以て推せば、到底死者を拜するの意に出づる行なる事明白なり。又佛國加特力教徒の中に於ては男女の聖業ある者死ねれば輿論に於て之を神階に昇し、以て欽敬すといへり、又時として既に天國に在る父祖に對し冥護を祈る事さへありと言ふ人あり。又獨逸地邦即ちタイロル上バラチチイト、セルマン、ボヒミヤ、舊バルハリヤ等の加特力宗の農家に於ては、日々こぼれ落つる麵包のかけなを掃き聚めおき、土曜日の夜に至り之を火お投して次の日曜日中の亡魂の食糧に

供し、過て吸ひ物の汁をこぼす事ありても、餓鬼の食にとて其儘すて置き、婦人生麵を手製せむとする時の幽魂の食にとて先づ麵粉を少し計、背のあたりへ投げ遣り、又小さきかけを火にくべ、菓子を造るときにも最初に出来あがりたるを取て火にくべ、樵夫樹を斬らむるときにも先づ麵包の硬くなりたるを其樹の上に置きて、貧魂を施すなり、又總施餓鬼の期に近づく時の家毎に夜のあくるまで燭を照らしおき、其燭の油にハ脂膏を用ひ、入口又ハ窓を一ヶ所開きおき、晩食の殘餘を皆其儘膳にならべおきて家内の態を常よりも早く寢に就くなり、是れ即ち可愛き善魂の入り來りて晩食の殘餘をくらふの妨を爲さずとてなり」と。次に新教、即ち布勤的斯丹宗の形狀を視るに之を奉する者の中にも尙ほ拜祖の想念を存して、時々行爲の間に顯ゆるを見る、即ち他國の拜祖民種と一般、今尙ほ花卉を用て墳墓を裝飾する者あり、或ハ知ら

す識らず逝去せし父母の魂魄尙ほ此土に止て子孫の爲す所を伺ふもの、如く思ふも多し、是れ正しく前代に於て祖先の亡魂を欽崇せし想念の猶ほ其心裏に蒸染して消滅せざるがゆゑなり。元來先代の遺言の子孫之を崇ひかゝりてみて破らざる所以の者の何ぞや、其亡魂魄に現世の事物に干渉する事少しも無しとする時の、佞令遺言を守らざりとも更に不遵の廉の無き筈ならず、やされば是れも亦拜祖の痕跡も他ならず。

されば斯く顯然たる事實既に多く在るからに、古今東西の劣等の民種の言ふに及ばず、既ち充分進化したる宗教を奉り、深遠なる教理をさへ有する國民と雖、皆以前の祖先を禮拜せし者なる事既に疑を容れず。果して然らむに、先に祖先教こそ宗教の起首にして、其他の皆此一根元より啓展して出てたる變體なるべしと言ひ、事益々信確なるを知

るなり。

第三節

祖先教ノ發達スル次第

右の二節に於ては亡魂尙存の妄信よりして自然に祖先教に至らざるを得ざる次第、及び其故に此事廣く諸邦に行はれて、宗教の体裁色々に轉化し進みたる後までも其痕跡を止むる事を述べたり。然るも只た概して祖先教といひたるのみにては、漠として明断ならず、其が中にも亦自ら異同あり、未だ發達せざるあり、既に發達したるあるべければ、次に其地に立ち入て漸々進歩する次第を討究せむとす。

(一) 第一步ノ状態

祖先教の第一步と言へば、即ち近頃死去せし父母親戚を禮拜する事にて、一方より見れば亡魂禮拜即ち葬式喪禮と同一の事なり、されば其体裁の既ち前の數章に述べたる如くなれば、此處に再言はず。

(二)ノ第二歩 緒て又其第二步の狀態なりと定むべきの即ち死者の魂魄を恐るゝ事既に數十世の長きに續くに從ひ其數も追々増すが上に記録として無き世の事なれば系圖一々傳へらすなり誰れ某れより何代前の何と曰ふ先祖といふ事分からずなるより起る狀態是れなり。此程度まで進みたる祖先教の好き例ハアマズル人の奉ずる所是れなり、茲に傳教師カラウエイ氏か親しく數人の信する所を糾問して記載しおかれし所を抄譯す。土蠻の一人曰く人類より家畜猛獸等に至るまで悉皆作りし者ハ「うんくるんくるん」と昔人言へり。又一人曰く「天よ見ゆる日月も天も地に在る萬物も皆「うんくるんくるん」の作り出たせし所なり。又一人曰く傳へいふ「うんくるんくるん」萬物に先き立て成りて人を生じしなり、創造せしなり、因に言ふ言語未だ充分に發展せざる頃の生むといふ事と作るといふ事と、創造といふ事とを分ち辨する

事難きなり、故に後世に至て先祖が人を生じし事を創造せしなりと誤認する者なるべし。又一人曰く「うんくるんくるん」數世以前の人を生み其人死にて子孫を遺し其子孫又子孫を遺せしゆゑ我れ我れ今日に至るまで「うんくるんくるん」の事を聞き及べる也。又一人曰く「うんくるんくるん」曾て人に語て曰く我れ元芦原より出て來りし者なりと。又一人曰く「うんくるんくるん」之黒人なりき故に其子孫たる我れ我れ皆黒色なりと。さて此「うんくるんくるん」といふ如何なる意義ある語ぞと問ふに、カラウエイ氏に依れば先々祖といふ事なり、故に今アマズル人の奉信する祖先教の趣を約して言へば太古芦原より人出で人類及び萬物を創造したりといふまでの事なり。然り而して此のアマズル人の「うんくるんくるん」既ち數世前に死去して無しと信して之を禮拜せず、只た一二代前の先祖の之を拜禮せり、是れ恐るゝ「うんくるんくるん」の世を

去る既に遠きを以て、生者之を夢に見る事絶えて無きがゆゑなるべし。一人の語に曰く、うんくるんくる。既に死んで之を禮拜せし子孫も皆既に死に絶えたれば、其尊號傳へらず今より之を禮拜するの由無しと。又一人の曰く、各民種皆其うんくるんくるあり。又一人の曰く、我れ我れの我れ我れと共に生活して我れ我れの左右お於て死にし人の之を禮拜すと。又一人の曰く、我れらの只だ人老少と無く皆死ぬるの日ありて陰影我れらの身を去るといふ事のみより知らず、我れら黑人のうんくるんくると云ふの我れらが常に父と呼びて我れらの家畜の安全を祈る所の人なり、其祈りの言葉に曰く、君願くば我れに我が欲する所を得しめ我が死を止めて、長く此土に歩することを得しめよと、但し老人の夜中其人を夢に見ると言へり云云。さればアマズル人の祖先教の如き、其最も鴻荒なる者なりと謂はざるを得ず、其尊崇する所

の只た一般に先々祖と指す所の者に過ぎずして未だ特に一二の格段なる祖先の鴻業を口碑に傳へて之を國祖なり國神なりとして殊更に凡常の遠祖よりも深く崇ひ畏るゝ等の事の有らざるなり。
 (三) 第三歩以上ノ状態 偕て又既に數世の間一地又定居して移らず、風俗も稍々開明に赴ける民種の祖先禮拜を見るに、今一段の進歩を表示せり。此の點に達したる者の、實に近親の祖先を禮拜するのみならず、又數世前に出てし祖先の中にて威徳あり力量ありし者を神として敬信せり。且つ今尙ほ其威徳あり力量ある者を指して民種の祖先なりといふと雖、其現に世に在る人々も對する血統上の關係の既に傳へらざるなり、知る者無き場合多し、例へば古代の白露人か地方々々の祖先を禮拜せし外に日輪及び院かを全國の祖として禮拜せし場合の如し。又古代の希臘人中に於ても各村邑、各市府其祖先を祀りて鎮守したりし上

に、全國民の普く國神と仰く所の者もありたり。右に述べたるアマズル人の如きハ先祖を以て天地人の創造者なりと言ひ傳へりても、未だ之を神とし禮拜するに至らざれど、既に第三步以上に在る祖先教に至てハ皆最遠祖を以て斷然神と稱する事是れ著き進歩となすべし。此に又ホパテラと稱する基督教の僧か曾てニカラガ人に問答せし所を抄譯して此の類の祖先教の趣を伺ふの一助とす。僧問て曰く「天地を造作せし者の誰ぞ」。土人答て曰く「我れ弱年の時父母の我れも語りし所に依ればタマガスタトとシバトバルとなり」。又問ふ「其れの如何なる者ぞ」。答て曰く「誰なるかハ知らぬども、偉大なる神也」。又問ふ「其神に事ふる者の誰れぞ」。答て曰く「我れ曾て之を父老に聞く、此神に事ふるを專業とする者ありて、我が民種中家室に安臥して死ぬる者の地下に墮落すれど、戦死する者の去て神に事ふることを得む」と。又

問ふ「地下に墮落すると神も事ふると、孰れか善なる」。答て曰く「神に事ふるを善とす、何となれば神の地にハ我々の父坐ませば也」。又問ふ「汝等の父ハ多く家室に安臥して死にしならずや、されば如何して神の境に至ることを得むや」。答て曰く「我れらの父ハ即ち件の神なり」と。茲に亦同民種中の他の一人との問答あり、依て抄譯す。僧問て曰く「天地日月人畜を創造せし者の誰ぞ」。答て曰く「タマガスタトといふ男神とシバトバルといふ女神となり」。問て曰く「其神の身の肉なりや將たまた木なりや」。答て曰く「肉なり、其皮膚も茶褐色にして我れら土人に異なる無し、且つ此二神ハ曾て老せず、其衣服も食物も我れらの衣服食物も異なる無し」云云。問て曰く「其神今ハ如何なる者を食して生活するや」。答て曰く「我れら土人の食とする者を食す、何となれば我れらの食ハ元皆神の坐ます處より來りし者なればなり」。又今一人の應答に

曰く「先祖の言ふ所に依れば我れらの神の日輪の出つる地に在り(中略)昔の來て我れらの先祖と談語せし事もありし由なれど、今の更に來ること無し」。斯の如き祖先教の例の他の人種中にも尙ほ多しと雖此に略す。

右に依て見る時の祖先の遠く數世前に出づる者既に神と成りたりと雖其身軀其心情に於ては未だ凡常人と異なること無く、只た威徳に於てのミ異なり。且つ口傳に依れば其神の始めて人類を生み出だせし者にて、凡そ古來物を生み出し作り出せし人此神の先に出づる者無ければ誤て万物皆此神に出たりと誤信するなるべし。且つ其戰死する者の神に事ふることを得むといひ、父の坐ます所へ行くと言ひ、今人の食物の元とな神の地より來りしなりと言ふを見れば、其神と指す所の者は是れ正しく其民種の遷徙以前の地に在りし人にして、今の人も

死ぬれば其地に至りて神と成るなりと其民種の者の思へる事明白なり。されば右に述ふる所の前の數章に於て述へし所と暗に符合する者なり。偕て又世代を経ること益々多くなり、開國者の日を去ること愈々遠くなり、其間に外國人と混交する事など次第に多く成る時の終に開國者は現在の人民の先祖なりといふ事傳へらす成りて、只た人類及び國土を創造せし神なりとのみ思ひて禮拜するに至るなるべし。是れ即ち神祇の起原なり。されど余輩の祖先教の正流を経て國神と稱する者の生ずる次第を細論するに先き立ち、先つ次の數章に於ては進化の派流に探ね入り、以て種々の變体本尊の發生する次第を詳にせむとす。

第十章

偶像教の起原

第一節

第一原因。祖
先遺骸ノ禮拜

偶像教と云ふ木又ハ塑の類を以て製したる肖像を本尊として禮拜する宗教を謂ふ。偕て前章に於てハ總べて本尊の起首ハ生者の祖先たるべき事を證明したり。故に此一章ハ於てハ古今の諸社會に於て偶像を禮拜するも最初より之を禮拜せしむ非ずして源ハ此れも祖先の禮拜より出てハ習慣なる事を辨明せざるべからず。さるばるに初めの祖先を禮拜せしむ者をして後に偶像を禮拜するに至らしめたる原因素より一にして足らず此一節にハ先づ其最も重大なる者を述べむ。

抑々偶像の原因の最も重大なる者と言ふハ祖先の遺體又ハ遺體の一部分に供養して之を禮拜するの習慣是れなり。遺體を久しく保存して之に飲食を手向くる民種世上に多くある事前に第八章中にも述べたり。タヒチ島人の僧侶をして毎日酋長の死體に飲食を供へしめ、中亞米利加民種の火を以て遺體を炙り凝めて之に供養せり又遺骸保存の術進歩したる古代の埃及人中にてハ時々木乃尹をして生者の宴席に列せしむる事あり白露人中にてハ死去せし父母に豊年を見せむとて其骸を木乃尹に成したるを載せて田野を巡廻する者もあり。又現に祖先の遺骸ハ子孫の行爲を監督すと信ずる場合も多し今一話を以て証とせむに白露の王曾て己が妹に婚せむとせしに妹之を否みしかハ王ハ即ち供物を齎して父の遺骸の前ハ進み出で妹を我れに嫁せしめ給へと請ひ祈りぬ其時遺骸ハ何の返答も無かりしが天忽ち掻き

暗り、奇怪の氣象を見之れける云々と。此等の皆魂魄一旦之其身を離
 出したればとて、又冥々の際に還歸して以前の躰内に寓居するならむ
 との妄信に基つく事なるべし。豈に嘗た遺躰の全備せる者を供養禮
 拜する事あるの事ならむや、又一部分のみを保存して供養し禮拜する
 事もあり。サドイチ島人の君主の遺手、遺腕又の髑髏に其魂魄留り
 居て、之を維持する者を冥護すと信し、カリブ人及ヒギヤナ属の民種の
 死者の遺骨を洗て親戚共へ分配し、新カレドニヤ人の國は惡疾災難お
 る毎に死者の髑髏に食物を手向け、マンゲン人中の婦女の死去せし夫
 又の子の髑髏を群髑髏中より能く見分けて日々之に供養し對語する
 等の事實の勝て數へ難し、是れ皆既第八章にも述へし如く、智力劣等
 なる者の常として物を分析して考ふることを得ず、全躰に備はれる性
 質の其一部分にも備はるならむと思へるに因る事なり。さるはせに

偶像の遺躰にも非ず、亦其一部分も非ざる事明かなり、故に遺躰の敬
 拜より傳して偶像の敬拜に至るの如何なる次第に因る事と考ふる
 に、幸にして茲に明了に其次第を見るに足る事實數條あり、請ふこれを
 述へむ。

生肉保存の術未だ開けざる世に在ての死者の全躰を保存せむとする
 事甚た難く、血肉早晚腐敗に至ること止め難きなるべし。是に於て其
 腐敗せざる所のみを取り、他物を以て之を補ひて前の如く供養し禮拜
 する事起るなり、是れ即ち正躰より偶像に至るの中間に立つ者なり。
 ランメ氏の傳ふる所は依れば往昔中亞米利加ユカタ人の君長死ぬれ
 ば其首を剝り、肉を去て、石灰を以て之を補ひ、元の如くに爲して補像及
 ひ遺灰と共に丁寧保存し、かき祭日至る毎に之に食物を手向けたり
 と。墨西哥人の爲せし所の又自ら異なり、貴人死ぬれば其遺躰を焼き、

灰を集めて、人血に漬りて之を練り、之を以て其人の偶像を製りて禮拜の本尊に備へたり。又今一段偶像教に近き習慣と謂つべきは、矢張り古代のユカタ人に行われし者は是れなり、ランズ氏曰く、此民種中より貴人及び高位の人を火葬し、遺灰を大なる土瓶中に入れて、其上に堂宇を建つる者あり、又大貴族に属する者死ぬる時の塑像を製し、中を虚にして、遺灰を其中に入れ置きしと。又偶像と遺骸の腐敗せざる部分とを並べ置て禮拜せる習慣もありたり。ゴマラ氏に依れば、墨西哥人の時として國王の遺髪及び遺齒を箱に入れて蓋を閉ぢ、其上に本像を載せ、火葬の地に於て之を盛に酒食等を供献する事もありき。又古代の埃及人の行ひし所に至ては、最も偶像教に近き者と思へる、即ち此人民の死者の木乃尹ミイを直接に禮拜せずして、其人の相貌及び衣服の製を摸擬したる箱に入れて、之を禮拜せしなり。

次に純然たる偶像を對して葬式を行ふ例を述へむとす。墨西哥人の常に火葬を行なひたり、而して若し戦死して遺骸紛失せる者ある時は、其偶像を造りて喪式を行ひ、之を焼て其灰を埋めしと。又クラビセロ氏の書に依れば、商人等の旅行中に死去せし場合も於ても、其親戚の同様の葬式を行ひたり。又溺死せし場合に於ても、其人の偶像を造り、此れを衆神の偶像の列に置て酒及び麵包を夥く手向けしと。亞非利加のコンゴ人中に於ては國王の物故の日より遺骸を木乃尹に製し、終るまでの間の假りに其偶像を造て宮中に置き、て日々飲食を供献すと。又バルキン氏によれば、アビシニヤ人の死者あれば即日遺骸を埋葬し、第三日目に及て偶像に對して喪禮を行へり。瓜哇島人中にも人死ぬれば宴席を設け、上坐に死者の衣服を積て、木像を載せ禮を行ふ者ありと云ふ。但し斯る習慣は決して下等民種のみに限ることに非ず、現に

佛王チャールズ第六世の物故せし時に於ても、其棺の上に彫像を載せ、冠らずに金及び金剛石を以て作り立てたる美冠を以てし、持たず金銀二枚の楯を以てし、手に手袋を着せ、指に珠玉を以て製したる指環をはめ、錦の裝束を被せて、ノートルダムノートルダムの寺内へ送葬したりと、モンストレモンストレ氏の日記に見えたり。同書に又英王ヘンリー第五世の偶像を造て送葬せし記録見ゆるのみならず、今猶ほウエストミンスターウエストミンスター院内に英國數代の王の葬式に用ゐる偶像保存ありて、其最も上代に出てし者の如きは既に殆ど全く壊滅に屬せり。野蠻人のみならず、開明人中も既に此の如き習慣あるを見れば、葬式に用ゐる偶像こそ、後に宗教の一部として禮拜する所の神像となりし者なる事、決して疑ふべからず。鬼神の死者の靈魂なりとの妄信一段起る上、之に諛ひむか爲め葬式の時に於て禮拜せし偶像を後々までも禮拜するに至る、自然の勢のみ。

今其一二例を擧げむ。古代の白露白露にて酋長死ぬる時、金像を作て其家に置き、妻妾臣僕の之に事ふる事、少しも在世中に異ならず、爲めに食邑地を置て、永く家族の生計を立つる事なりき。又古代のユカタユカタ人の武勇優れし大將あれば、其偶像を後世までも傳へて祭祀したり。

第二節 第二原因 正物ト 模物トヲ混スル事

前節に於ての偶像を葬祭に用ゐる習慣よりして遂に宗教上の禮祭の本尊とするに至る次第を述べたり。是れ素より偶像教の起原の最も重大なる者への相違なしと雖、此外決して亦其原因無きに非ず。理學上の智識を備へざる民種の、正物と模擬物とを分別する能はざる事、是れまた偶像教の起因の一なり。開明人すらも、父母の畫像を見て、絹素と丹青との二より成り立つ者ぞとの思ふ能はずして、多少其中に靈魂留存すと思ふの措く能はず、婦女子の如きは夜中父母の畫像ある室

内にて睡眠する能はざる者あるを見れば物理を知らず原因結果の定律を心得ず、合理と不合理とを分別する能はざる下等人種の者が肖像と本人とを辨別する能はざるの理の當然の事、何となれば一目して其像と本人との相似たる事に心附くと雖、理學上の智識一切無く、剩へ物を分析して考ふる力も無きを以て、絹素丹青の正躰に異なる事に容易に心附かざるべければなり。斯るが故に野蠻人の皆自身の寫眞を寫す事を大に嫌へり。ケイン氏の書に、チヌク種に属する一人曾て畫像を見て人爲なりと信せず、驚き恐るゝ事猶ほ死人を見て懼るゝか如くなりきと見ゆ。カトリン氏の語に依れば北亞米利加のマンゲン種の蠻人の畫像を畫く毎に其人の活氣減少して畫中へ移り入ると妄信せり、同氏曰く、此民種に属する者曾て予が其首長の像を畫きしを見て予の世界第一の良醫なりと言ひたり、蓋し畫像とい知らずして新奇

は首長の躰を造り出たせしなりと思ひしが故也」と。又マダガスカル島人の君長の寫眞を見て帽を脱して拜せしと云ふ。今按ずるに、我が國にても一步都會の地を去れば寫眞の幾分か其本人の精氣を吸收すと思へる者十中の八九に居るなるべし。寫眞畫像に於てすら既此の如し、況や木石粘土を以て製したる偶像の畫像の如く一態平面に非ずし種高低凹凸一々其正物に合ひたるを於てをや、蠻人の之を見て正物を見ると同様の感覺を起さざるを得むや。開明國の兒女が假面を假面と知りながらも戯れに此を看て進み來る者あれば驚き迷へるを見れば、下等人種が葬祭に用ゐる死者の偶像を見て其人眞に其所に在るなりと思ひ、國に惡疫凶年あるに至て平生の敬禮不足せるが故に怒て此災を降すものなりと思ひて、鬼神の如く之を崇ひ祭るに至るの誠に無理なき次第のと。

第三節

第三原因、亡魂偶像
へ乘リ移ルトノ妄信

偶像を以て鬼神なりとするに至る今一の原因、即ち第六章以下も述べし如く亡魂能く他人の身体を出入すとの妄信是れなり。生者の魂魄にして既に能く其身を離出して、また還歸する事あり、死者の亡魂にして既に能く生者の体内に侵入して狂亂病苦を或は起し、或は治する事あるから、又寧を葬祭に用ゐる偶像にも亡魂入り來る事あらざらむや、況や其偶像の上にも述べし如く、野蠻人の目より之を見れば偶像に非ずして殆ど正物と異なること無きに於てをや。誠に思へ古代の白露人及び埃及人の千歳の後死者の亡魂還歸して再び其遺体に入り來る事ありもやせむと思ひしなればこそ遺骸を木乃尹として丁寧を保存せしならずや、果して然る時の又偶像も入り來る事あるべしと信せざるを得ざる道理なり、何となれば、偶像の正脈に似たる事、

木乃尹の正脈に似たるは十倍すればなり。斯かる次第、因て野蠻人の亡魂偶像中に棲止すと信する事實果して多し。ユルバン人中の女子の我が嬰兒の死去せし者の木像を連れあるきて食時毎に食物を其口へ入ると云ふ、サモア人も死者の偶像に食を與へり。又茲に論ずる所を最も能く証するは、足る事實といふは、コスタヤック人中に存する習慣是れなり、此民種中に世々僧侶たる者ありて、先祖代々の偶像を其家々に列置す而して人民の之に食物の類を澤山に供献する事猶ほ衆神に供献するが如しといへり、且つ其衆神と謂ふは、何者ぞと問へば、是れも亦皆元の高名なる人々にして、後に僧侶どもが凡俗に對して其功德を説きしに因て民種舉て之を禮拜するに至りし者なりと。サモア人若し旅行する事ある時の其家に祭れる偶像をして我が旅行せむとする方に向かいしめて、旅中身の守護とすは、パスチャン氏の書に見

ゆ、イルクツク邊に住める魯西亞人の偶像を安置したる所にて男女相逢へバ罰ありと信し、若しさる所に於て相會せむとする時の幕を張て偶像の目を蔽へり。サンドイチ島人も死者の靈魂其偶像中に在りと思ひて、日々之に供養するのみならず、全國民の敬信する所のチロと稱する神像の時々僧侶の間に應答する事ありと妄信せり。今按するに此類の妄信支那、日本に極めて多し、即ち前に(三五頁)引く所の明王の像の一話の如きも其一例なり、其他の一々舉げず。

以上三節に述ふる所果して信なる上の偶像教の祖先教と異なるも係ならず、矢張り其源の祖先の亡魂を欽崇するに出てたる者なる事明白なり、是れ此一章の眼目なり。

第十一章

凡物教の起原、並に石塊禮拜、異様物禮拜等の起原

第一節

凡物ヲ禮拜スルニ至ル次第

凡物禮拜といふ石塊木枝等の如く、凡常普通の物体を神とし禮拜する習慣を謂ふ、是れ亦屢々劣等民種中に於て見る所なり。其由て起る所一にして足らず、左に其重なる者を舉ぐ。

(一) 彫刻死者ニ 原人が偶像を禮拜する所以の者の何そや、其形狀死者に類似するがゆゑならずや、されど上古蒙昧の世に在ての彫刻彩色の術とても未だ全く開けざる事なれば、其形狀の本人に似ざる事甚しきなるべし、其れをさへ原人の之を見る事眞の死者を見るが如くせり、豈

に管た似ざるのまならむや、或は荒粗なる棒の如き者を墳墓の上に建て、之を禮拜し、或は聊か其遺骨に似たる石を頸に掛けて之を見ること生前の親戚を見るが如くする者さへあり。是に由て之を見るときは原人の心をして尊崇の念を起さしめむに、必ずしも其物の善く死者の形体に類似するを要せず、露ばかりにても類似する所あれば充分なりと知られたり、是れ即ち野蠻の民種が木の枝の人の手の如く垂るゝを見て、此にも亡魂の宿り居る事やあらむと思ひ、石の頭の天に向きて立つ様の人面に似たるを見て、此にも棲る魂魄やあらむと思ひて、之を恐れ之を拜する所以なり、總体上古の人の一切物理の想念を備へざれば、既に死者の亡魂其偶像へ歸り入る事あるからに、又自然に在て死骸の形狀に似たる木枝石塊の中へ還り入る事もあるべしと思ふに、理の當然のま、是れ凡物禮拜の原因の一なり。

(二) 凡物有ルモ陰影 第一部第二章三節(四十九)に於て未開の民の陰影の理を誤解して人の自骸に付き隨ふ幽体即ち魂魄あらむと思へる事を述へおきたり、即ち本邦の古語に靈をみかけと言ふの其故なり、然るに陰影の獨り人類のまならず、木石器具にも亦是れあれば、未開の民の之を見て此にも幽魂ありと思はざるを得ざりしなるべし、是れ凡物禮拜の一原因なり。豈に只た陰影のみならむや、木石にも亦照影ありて水面など形様粉彩の鮮明にうつるを見る事も多かりしなるべし、果して然らむれば、之に因ても亦凡物の魂魄ある事、猶ほ人の之あるが如くと妄信するに至りしものならざるを得ず、何となれば、原人の照影を以て人の幽体なりとする事、既に同處に於て述べおきたるが如くなればなり。又矢張り同章に於て(四十九)原人の回響の理を誤解して、林叢溪谷の間は棲止する幽魂靈氣の、人語を眞似するものなるべしと思へる

事を述べたり、是れ岩石林木を畏れて禮拜するに至り、原因の甚た重大なる者ならざるを得ず、何となれば、回響の恰も岩石樹木より出つる聲の如く聞こゆる場合多ければなり。即ちアビボウン人か回響の死者の聲なりと信して之を恐るゝ事、及びナイゼル川の傍に住む蠻人の回響を聴く毎に酒肉を供獻する故を問ひし時、君夫の木神の聲を聴かざりしや」と答へたる事なほ既に前に(五頁)述べたり。又里人談に的証とすべき一話あり、曰く「伊勢國度會郡山田より西南五里がほと一の瀬の郷中村の里に『鷓鴣石』と云ふあり石面平にして石堀の如し、高さ九間北面にて南の山に埋めり、東西の長二十四間西の高く東の低し、此石の傍よりて琴簫鏡鼓或謠小唄等一時に發するに前後をどかたず石に響てその聲少も混せず、音律絃管あきらかにうつれる事、却てこなたの聲よりも鮮也唯た石中に神人あつて然ること、日本無雙の奇石也む

がりの物言岩といひしが、好事の者これを名付て今鷓鴣石と云へり、その謠所の場、西の方石より三十間也、聞所の石より十間斗脇也」と。
 以上二段に述ふる所の一般に原人をして凡物にも魂魄無きに非ざるべしと思ふに至らしめたる遠因、即ち間接原因なり、されど此等のみにて未だ其斷然ありと信するに至りし所以、及び一種の凡物に魂魄ありと信して禮拜して他種の凡物の禮拜せざる所以を知るに足らず、故に次に斯る事あるに至りし所以の事情を述べむとす。

第二節 石塊禮拜ノ起原

前に第一部第二章に於て地質上の變化に因り化石といふ者の出来る理由を知らざる原人ども、地層の内よ木葉魚骨の化して石と成れるを見て、人も亦斯く硬き物に變化する事あるべしと信するに至る事を述べたり(三十四頁以下)。又前章にも述べたる如く亡魂木乃尹に乗り移る

事ありと信し、木像にも乗り移る事ありと信する上、又何ぞ形状人間の頭身手足に類似する石塊にも乗り移る事あるべしと思はざるを得むや。歐洲人すらも昔時の太き獸骨などの化石の人骨に似たるを見て、過去の巨跡人種の遺骨なりなど言ひはやりたり。況や蠻人に於てをや、石の如く堅くこそあれ形の人骨よさも似たるを見て、何そ人の化し成る所に於て人の幽魂尙ほ之に據りすみ或は再起する日もありぬべしと思はざるを得むや。諸邦の民種の石塊を禮拜するは蓋し斯くの如き次第に因る事ならむ。何れよしても石の皆人の化し成れる所に於て、早晚再起するの日あるべしと信する者の東西多し。テチエ人の石の昔曾て人間たりし者なりと信して之を禮拜せり。白露人も處々の高丘山嶺及び大石を指して曾て人たりし者なりと言ひて禮拜せり。又石を見る事木乃尹を見るが如くする証據あり即ちアリヤガ

氏の語に曰く、白露人か村々の鎮守たりとして禮拜する本尊の木乃尹なるもあり、石なるもありと。又偶像と石とを同一視せし証據もあり、即ちモンテシノス氏の説話に曰く、インカラガ曾て山に在る神像を投げ墜さしめたるに、其内より鸚鵡飛び出て、同一谷間の石に飛び入りたり。故に土蠻は今尙ほ其石を尊崇して禮拜せり。今按ずるに鸚鵡の能く人語をまねするゆゑ未開人の之を見て人の亡魂の化し成る所と思ひしなるべし。夫の日本武尊の陵より白鳥飛び出て、其止まり處は新に陵を築き奉りたるも斯る想念に出て、事に非ざる歎と言ふ人あり可考。又プロム人中の女子の死人の代りに石を祀り、之に飯などを供へ、平伏して禮拜すと。總べて此等の事實を以て見るときは、蠻人岩石の類を禮拜するは、其岩石に靈徳あるの故を以て之を禮拜するものにて、非ずして、死人の魂魄と關係する者の如く思ふがゆゑ之を禮拜する者

なる事明白なり、されば是れも亦其起首を祖先教に取る事にして、決して別種の事とい言ひ難し。左傳より曰く「昔在貞婦其夫從役遠赴國難、携弱子餞送此山、立望夫而化爲石、因以爲名」と又幽明錄に云ふ、武昌北山上有望夫石也。又夫の松浦佐夜姬の一話の馬琴の筆を経て世の通知する所となりぬ。諸國里人談に同一様なる話ども多く乗せたり、此に其二を舉げむに、奇石部に曰く、

下野國日光山、中禪寺に、巫石、牛石あり、男牀山の女人結界の所なり、相傳ふ當所、巫登山せん事を欲す、我神につかふ身なれば、平性の女に異なり、何そ其崇あらんや、一か一自その土を踏ば罪あるべし、牛の優よりて嶮岨を歩むに理ありと、牛に乗りて禪鏡坊谷まで至るに、その牛立僵直て死す、巫これを罵詈、牛たちまち石と化す、己も亦同一く石と成て、今にその形を残すといひつたへり。又曰く、越中國立山、國見

坂のうへ、姥か懷に、姥石と云あり、むかへ若狭國小濱に止字呂尼といふ女僧ありける、元より當山の女人結界の地なるを、推て參らんとりかりて、壯の女一人、童女一人伴ひけるが、湯川の上よて此壯女忽化して杉の木となれり、是を美女杉と云へり、彼童女怖て進み得ず、老女尿をいながら此跡を見て、大きに怒り、その尿の跡穴となりて、深き事幾許といふを知らず、國見坂のうへに至る時、俄に兩角生ひて、忽石と成、姥石是也、件の兩角の什寶として今にありと云。

第三節 異様物禮 拜ノ起原

前に第五節に於て述べたる次第に因り、原人の死者の亡魂日々に増加して、家屋町村田野林叢の間に積聚し、人跡の到る處、幽魂隱鬼の巢窟ならざる無しと妄信し、地に物を捨つるさへ、誤てわたる魂鬼もやあらむと思ひて、其か免恕を請ふからに、若し異形の物を見、異様の事と逢ふ

事あらば、此れも正しく例の幽魂陰鬼の爲す所なるべしと思ひて、其怒を避け喜を邀へ、以て禍難病死を免れ、幸福安全を求めむとて、之を禮祭し、禮拜するの自然の勢なり、是れ即ち東西の民俗の奇異を見ての必ずし、結句先人の亡魂を恐るゝの一は根本する事のみ。其例甚た多し。亞非利加之ブロム人の「何よても奇異又の違例に見ゆる物あれば」靈力ある者の如く思ひて尊び畏ると。コンド人の異様の介類を見れば「神子」と呼へり、又ナファイといふ地の黒人の歐船の偉大なるに驚きて之を禮拜したり。大平洋洲人中に於ても同様なり、即ち或の歐人の其地は残り置ける器物を見て禮拜する者あり、或のファイ島人の如き椰子樹の二枝に分れたるを見て欽崇するあり。又亞米利加に於ての「マコタ人の何にても理會し難き物あれば目して靈異物とす」と言ひ、マン

マン人も奇異なる物の總へて鬼神の所爲に係ると信すと言へり。バカナン氏曰く「チペワ人の非常の物を見れば直に「あれは靈氣なり」と言ふと。アコスタ氏曰く「白露人の何に依らず違常にして目よ立つ物あれば、恰も神祇の之に據る者あるが如く、之を禮拜したり」と。又支那人及び日本人中にも此事あるの言を歎たずして明白なり、里人談よ曰く「泉州、場妙國寺に蘇鉄の大樹あり、中略田舎の順禮など來りて、何と心得けるか之を拜し、散米散錢を投ぐ」と。又那須野殺生石の毒氣に觸れて鳥獸多く斃れしを見て、昔の人の皆玉藻の前の精靈、石と成りたる者なりと思ひ居たる事、誰れも知る所なり。瑯琊代醉よ曰く「汴京天津橋上、有奇石、大片有自然華夷圖、山青水綠、河黃路白、粲然如畫、真異物也、今聞移置汴京文廟、中作拜石」と、其他また神異經、述異記、搜神記、博異誌、幽怪錄、續幽怪錄、幻異志、靈鬼志、正續老怪記、錄異記、搜神後記、窮怪錄、幽怪錄、鬼董、旌

異記、搜神祕覽、乘異記、異廣記、近異記、甄異記、共ニ著スル所なと云ふ書に、的例とすべき事實を多く載せたり。

されバ此一段に於て讀者の注意すべき事といふに他無し、未開人か奇様の凡物を禮拜するに、其物の靈力を恐れて之を禮拜するに、非ずして之に據り、之に宿る幽魂隱靈あるならむと思ふが故なる事、是れなり、一派の學者の説に依れば、原人が木石を禮拜するに、木石に本來恐るべく、尊むべき資質ある様に思ふゆゑなりと云ふと雖、是れ事實を知らぬ人の憶説なるのみ。若し凡物教にして果して祖先教即ち先人亡魂の禮拜に起首を取る者に非ざらむに、何等の故ありてか東部亞非利加人の如く、凡物神凡物を以て本尊と云ふの靈前リに麥酒と食物とを供へ、シヤラリオ子邊の蠻人の如く、酒を飲む毎に必ず先づ數滴を凡物神に灌カきかけ、或は又凡物神の拜所を以て殺生禁斷の場とし、其他總べて之を祭る

に先人亡魂の祭に用ゐる儀式を以てする事あらむや。故に曰く、凡物教も畢竟祖先教の變体たるに過ぎざる者なりと。

第十二章

動物教の起原并に半人半畜人畜對話魂魄輪廻の妄信の起原。

第一節

動物ヲ禮拜スルニ至ル起原

世界に禽獸を禮拜する民種少いとせず、現は我が蝦夷人の如きも熊を神と祭る事普く人の知る所なり。又他種の神佛を敬信する傍ら禽獸昆蟲を禮拜する民種も多し、例へば我が國の古代に於て蛇の類を畏れ敬ふの類是れなり。さるほどに此の一篇の論旨にして果して信なる上の鬼神の皆祖先の靈魂ならざるを得ざる道理なるに、禽獸昆蟲は人の亡魂にも非ず、又先祖にも非ざるを奈何せむ。今日動物進化の論起りてこそ、理學者中人類の祖先の禽獸に異ならずと信する者もある

よ至りたれど、未開の民種の決してさる深遠高尚なる理論に依て下等動物を禮拜せしに非ざること明白なり。されば此外は原人をして祖先と禽獸とを混同するに至らしめし原因あるなりや。若し外に原因無き日に於ての一篇の理論是に至て忽ち驚るゝものなりと謂はざるを得ず。請ふ其原因を述へむ。

(一)人類動物ニ化 親しく動物界を観察するに、動物學者の變状と稱する事屢々あり、即ち蠶化して蝶となり、卵化して鳥とより、蝌斗化して蛙となるの類是れなり、此等の事後に原人をして人も亦化して禽獸昆蟲と成る事無きよしも非ざるべしと思ふに至らしめし原因の一なる事明白なり、(宗教發生篇第二章三節)。今其証據を擧げむに北米のジュンリンキイト人の熊の皆人の化し成る所と信するゆゑ、非常の場合に迫まらざれば之を殺さずといひ、カレン人の水中に常の龍なれど時々人と成

て出でて子女を掠り妻とする者ありと思へりといふ。コンド人は、颯化して虎と成ることを得と信し、墨西哥人中にも獸類に化成することを得と人の信する所と爲りたる呪者巫覡ありたり。又ブロム人の水に入て遊ぶ人の兒を取る鱷魚及び野牛を取て食ふ狼の鱷魚に非ず、狼に非ず、巫婆の暫く其形を變ふる者なりと信したり。又チフチア人及び亞非利加の或る民種の酋長も動物に化成する幻術を有すと信したり。支那人も人化して獸と成る事を信したる證據色々あり、故事文選に代醉編、錄異記、淮南子等の書を引て曰く、

唐の李儼の御史と爲て嶺表に奉使す、路荆南の驛を出道にて虎にあふ躍て李儼に食つかんとして、ひき返て草の中に伏て言、其語にいなく、已の事に我むかしの友だちを食んとしたりと、其聲を聞に、李儼が友の李積と曰者なり、何とて此に來るぞと問ひ、虎が曰、昨日病發狂

くるふて、走て山の谷の間に入、忽變して虎となる、是より人も物も皆とり、向に一人の女を食つるが、銀を持たる者なり、吾其銀を銜て水下にをさたり、此より百間ほどあり、君ゆきてこれを取て吾妻子に遺れ、呼あさましや、人を食て其人の物を取て妻子にくる事、人の所爲かといひけるとかや、猶問答あり、略す、又牛哀の七日病て化して虎となる、又蘭庭雍が妹、廟の中の物を盗み路に踏迷ひ、身變して虎となる、前の足に人よて有し時の金銀の纏針、其班に存る故、郷の人を見れば、樹を隔て語す、其母に見んことを求めど、母畏て往て遇す、年を経て不知所之、又劍州の男子季忠と云者、病に因て化して虎となる、其初季忠久病ければ、其子藥を市て歸、其父を省れば、父その子を視て、頤を柔して涎をながす、子訝て父を視れば、乃虎なり、急走てにけいでたり、母弟反望て、其室を閉たれば、哮聲外に聞たり、壁の穴よりこれを窺ふ、乃

眞の虎なりけり、又漢の宜城郡の守封邵たちまち化して虎となる、吾をさめし所の民をとり食、民呼曰封使君といふ、人心ありけるや、耻て又來らず、夫人徳なふして壽なかければ、虎と化、虎の人を食はず、人虎と化、人を食、蓋其類を耻て、これを惡むとなり、又獨王孟昶か時に、百姓譙本といふ者、母を罵りかりて、忽然として虎と化、趙廷隱これを射殺となり、又袁州に一の僧あり、或時一の虎の皮を得て、戯にこれを身に被て、大方よく虎に似たり、水鏡して見れば、體虎なりといへども、心の歷々として人なり、されども言こと不能、一旦饑て人を見つけて、蹄て噬つく、よく見れば僧なり、虎心に思ひ、我本人なり、自不善とをなして、活なから變じて虎となる、今又僧を食て腹をふくらす、たとひ飢死すも、罪に罪を重しと思て、不食して仰天號、この一念にて、忽虎の皮をちて、裸の僧となり、近所の寺に走入ける、時に圓超上人と問答あり、略

す、上人謂て曰、爾惡念虎となり、善心人となる、苟も脱離に志あらば、人虎とならず、虎人とならずといへり、彼僧教を奉たりとなり、又江漢に猫人あり、能化して爲虎。又唐の武后の時に、左史病に因て虎となる、又意宗の元和二年、商州の役夫化して虎とならんとするを、人あまた寄てひたもの水を沃ければ、得化けずとなり、又廣州記、酒陽縣の百姓の兒、年十五六の者、常に牛を牧、其牛日々其兒を舐ねふられて、快、舐ところ悉白俄に兒病て死す、因て牛を殺て客に供もてなりける、食者男女二十餘人、ことごとく化して牛となると。

(二) 魂 魄 物 二モ乗
リ 移ル ト 妄 信 前に第六章に於て、癡癡狂亂等の誤解よりして人の魂魄他人の身軀に侵入する事ありとの妄信を起し、續て禁厭呪詛等の習慣に至る事を述べ、又前の二章に於て件の妄信益々發弘して、終に遺骨、木乃尹、偶像、木石等にも據り、棲む事ありと信するも、至る次第を

述へたり。さるほどに、亡魂既に木乃尹、偶像木石以下の者にも乗り移る事ありと信する上、亦何ぞ禽獸昆蟲の躰へも乗り移る事ありと信せざらむや、況や禽獸の能く飲食し活動し、生殖し音聲を發する事に於て頗る人類より近き事、木乃尹、偶像等にも十倍するに於てをや。リビングストーン氏に依れば、亞非利加之チイトと稱する地の土蠻人の生活する間にも、其魂魄暫く離出して獅子又ハ鱈魚の躰へ乗り遷り、時を経て復た元の身に皈り入るる事ありと妄信せり。ギヤナの種屬も人の精魂せまぐあると稱する動物に乗り遷る事ありと妄信す。スモタラ人の死者の靈魂虎に乗り移ると信じて敢て之を殺さず、アパアチと稱する亞米利加之民種ハ一種の毒蛇の中に惡人の亡魂ありと信ト、サンヂエゴの近傍に住めるマリホルニヤ人の躰軀長大なる動物の躰内に必ず數人の亡魂宿り住むと信じて敢て其肉を喰はず、亞非利加之民種の亡魂

猿又ハ鱈魚に乗り移ると信するの類、勝て數へ難し。此等の原因ハ別に正面の原因あるに當て大に祖先と畜類との混同を助けしに相違無し。

(三) 動物ニモ陰影 第三の原因も別に多言を要せず、即ち前に未開人の陰影及ハ照影の理を誤解して現躰に付き隨ふ幽体即ち魂魄ならむと思へるに依り、木石の如き凡物にも陰影、照影あるを見てハ此れにも幽魂あるならむと信するに至るべしと言ひたると同じ推論に依り、今又禽獸昆蟲にも陰影照影あるを見てハ此れにも幽魂あるならむと信するに至るべしと言ふ事是れ也。又前に第二章より於て原人の人の氣息をみて其魂魄ならむと忘信する事を述べたり、果して然るときハ動物素より皆氣息あるを以て、此れにも魂魄あるなりと思ふに至りし相違無し、されハ是れも一の原因なり、即ち第三章、四節を参考すべし。右三段に述ふる所の即ち原人をして動物亦魂魄無き無きに非ざるべしと

妄信するに至らしめたる遠因即ち間接原因なり。されど此等のみよて未だ其動物にも魂魄斷然ありと妄信するに至りし所以の原因を得たる者と言ひ難し。且つ其何故に一種の動物のみを禮拜して他種の動物を禮拜せざるものなりや等の事を究定する所以の事情の未だ右に述べたる中に無し。故に次章以下に於ては直接原因即ち斷然斯々の動物の魂魄あり、欽崇すべき者なりと信するに至りし事情を討究せむとす。

第二節 第一原因ニ入來ル事

夫れ動物の或る者に至ては凡常の生類の如くに人間を恐れず屢々人の家屋に入り來る事あり故に前節に述べたる次第より依り兼ねて動物にも魂魄無きに非ざるべしと信する未開人の斯く馴れくしく入り來る動物を見て、是れを正しく夫の生者が夢に見る祖先の亡魂なるべしと思ふに至りし事、是れ動物教の直接原因の一なり。原人の死者の魂魄屢々其家に歸り來ることありと信する事、及び夢を夢と知らざるゆゑ夢に先祖を見れば、眞に先祖夜中より來りしなりと思へる事、前よりも度々述べたり。さるからに、若し夜間に人を恐るゝ色も無く障壁の間より家内に入り來たりて柱の上棚の隅に止まる動物ありせば、原人の何ぞ之を以て祖先の亡魂の斯く形を變じたる者なりと思はざるを得むや、何ぞ之を拜し祭らざるを得むや、是れ即ち四方の人民が蛇の類を禮拜する所以なり。アマズル人の祖先の亡魂を指して「あまどんご」と曰へり、然して「あまどんご」の其形蛇なりと謂へり。其語に曰く「蛇必しも皆死者の化する所に非ず、僅に二三種のみ然り、即ち黒色の「いまむバ蛇」と緑色の「いまむバ蛇」との酋長の亡魂なり、凡常の人物の皆死ねば「うむするわー蛇」と成れり、其他の種類の蛇の皆亡魂に非ず、以上三種の

とす。

蛇の夜間人家に入り来るゆゑ人の亡魂なりと知られたり且つ此種の蛇の凡常の蛇の如く鼠を食はず又人の聲にも恐れずと。同民種の者又云く凡常の人の死ねば常に家屋内に棲む温和なる蛇と化すと雖も長たる者死ぬるときに「いまんば」と稱する類の蛇と成るなり其証據に此類の蛇の毒を抱て白晝にも山野を横行するのみならず之に對するときは面貌の恐ろしきこと仇敵の如しと。此の外にも蛇を尊崇する民種多しと雖之を要するに熱帶國の人民より甚たしき無く就中印度人を以て冠たりとするなり而して印度に於て通常禮拜する所の蛇の英語にて「こぶら」と稱する種類の者なり是れ果して最も屢々人家に入り来る者なり。又古代の埃及の祠堂の彩畫彫刻を見るに矢張り「こぶら」の一種にして「あすぶ」と名つくる者多く見えたり是れ果して亦此國に於て最も屢々人家に入り来りて蛇にして往昔の之を馴らして

生者と寢食を共にせしめし者もありと。輿地誌略に曰く「塞内岡比」の教法の木石獸蛇等を祭り仕へて鬼神と爲し之を尊崇すと又曰く「幾内亞」の教法の淺陋迂謬にして水火木石蛇蟻鱷魚等を祭り或は人を殺して犠牲と爲すの類多しと又曰く「メホメ」の黒人の諸邦其俗都て木石禽獸等を尊崇して祭るの事前に記するか如し就中此國専ら蛇蟻を神とす故に土人蛇を見る時の地に伏して稽拜し恭しく之を移して蛇堂に納る佛國海軍醫官「レハン」氏嘗て親く之を經視せしに大殆六間四方高凡三間半の茅屋にして滿るに數百千の蛇を以てす其大なるは一丈より一丈二三尺に至る有り室内木幹を結搆し群蛇をして枝を纏ひ梁に移り自由な昇降するを得せしむ土人の參詣する者裸躰よりして室に入り地に伏拜し群蛇をして其身を纏ひしむと云ふ云云。今按するに佛家の禮拜する辨才天も元の蛇なるべし辨天經に曰く宇賀神王形天女

の如し、頂上に寶冠あり、冠中に白蛇あり、其蛇の面老人の如し、眉白し、此則諸佛の出世毎に逢する衆生を利益する事久しき瑞相なり、復た此神王の身白蛇の如しと。又我が國よても神代紀に閻羅といひ、高麗といふの「おがみ」と訓して、蛇なる事先輩の説なり。常陸風土記に「新治郡驛家名曰大神於箇美所」以然稱者大蛇在」と見えたり。賀茂規清といふ人の著述陰陽外傳磐戸開に奥州仙台の拜石神社の石の蛇の形なる事見えたり。和訓栞「おがみ」の條下に曰く、大和宇陀郡室生龍穴の神社あり、西土にも所々龍祠あり、梵にハ八大龍王、及大集經に五龍王、日藏經に三十三龍王、大雲經に一百八十五龍王の名ありと見えたり。其他我國の中古に至るまで蛇を畏れし話物語などに甚た多し、左に故事文選に載する所二三を抄録す。

卷の一に寂寞草を引て曰く、人皇八十九代龜山院の帝の御所を龜山

に建らる、今の嵯峨の天龍寺の其古跡なり、其龜山の御殿を作らるゝに地ならしをするに大なる蛇數もいらす凝集たる塚あり、此所の神なりと曰其斷を申上げれば、何とかせんと仰ありけるも、舊より此地に住たる蛇なれば、早速掘捨ことも仕かたしと評議まぢく也云云。卷之七に曰く、本朝にいたうびやうとやらん蛇の屬なるものを飼をさき又家狐など云ものを養て、人の心を知、萬の事を占、人を祟などする者、王城近き所に聞へねど、遠國より有けるとや。又曰く、宋の胡穎といふ人、淫祠を見て、其任毀破けり、淫祠といひ其由緒なく、祭祀の記録も不載、わけもなき祠の事なり、彼胡穎それを見立て破られければ、異名を胡打鬼とぞつけ、或時廣東に往れつるに、或寺の佛の木像の中に巨なる蛇あつて、時々出て人の祭を受けている、の供物を取食せり、坊主も利欲に迷て、枉て佛の徳の様にいひな、縁起な

んと書て、數千貫の錢を取ける、胡頰往て木像を打破、蛇を曳出て擊殺てける、其怪遂に息となり、十八史略に載たり、本邦にもかゝる邪神淫祠さきよきに有り。卷之八に曰く、昔美作國中さんかう屋と申神の社あり、かうやい蛇を祭たる神、中さんい猿なり云云。

蛇の外も人家に入り來る動物あり、即ち鳩、蜂、蜥蜴トカゲの類是れなり。故にアマズル人の蛇を禮拜するのみならず、蜂及び蜥蜴をも亡魂の變態なりと信して禮拜せり。又諸方の習慣を見るに、鳩も神と崇める、事蛇に下らずとマクレナン氏の「畜牲敬拜論」に見えたり。今又按ずる、本邦及び支那の族の鼠を祀るも、矢張り其源の人家を恐れず入り來て晝夜横行するを以て、凡常の動物も非ず、祖先の亡魂の化し成る所なりと思ひ、がゆるなるべしと思へる、其故の鼠の器具衣裝を損害する事こそあれ、更に人に對し一點の用益も無き者なれば、右の如き妄信あるに非ざりせば、之を追ふとも祀るべき謂無ければなり。鼠の大己貴命と親しき關係あるの神代の穴居に鼠多く住み、がゆるなるべし。劉敬叔の異苑に曰く、西城有鼠王、國鼠大如狗、中者如兔、小者如常鼠、頭悉自然、帶以金枷、商賈有經過其國、不先祈祀者、則留人衣裝、世得沙門呪願便獲、無他衆僧、釋道安昔至西方、親見如此、俗諺云鼠得死人目睛、則爲王也。宋高僧傳に曰く、釋善無畏至烏長國、有白鼠馴擾、日獻金錢と。又山海經に蝙蝠を仙鼠と言へり。

第三節 第二原因。動物死 者ノ葬地ニ接ム事

既二節に述ふる所を理會し得たる上、此に述へむとする所を理會せる事究めて易し。上古の民種中に穴居して穴葬を行ひし者多し、事前に屢々述べたり。さるは既に人家に入り來る畜類をとりて祖先の亡魂なりと妄信する事あるからに、又何ぞ祖先の遺骸を埋蓋せ

洞窟などの内に住める動物をみて、祖先の化し成れる所なりと思はざるを得むや。況や原人の生理を知らぬがゆゑ、繭の蝶と化し、蝌蚪虫の蛙と化するをみて、人も亦化して禽獸と成ることあるべしと兼て思へる事、一節にも述べおきし如くなるに於てをや。是れ即ち洞窟の内に住める蝙蝠をみて死者の亡魂なりと信じて、或は之を祭る民種多き所以なり。イツバルの鬼神誌に曰く「我れらの冥府より歸り來れり、抑々此地の亡者とイルカラ神との住める處にして、入口あれど出口無く、闇黒にして住者の皆塵埃を飲み、泥土を食ひ、主神の皆鳥の如く羽翼あり」と。又希臘の古詩をでし「よも死者の亡魂の蝙蝠の如く囁つると言へり。今按ずるに、穴葬を行ふ者の洞穴の畜類を亡魂と誤り認むると同様の次第に因て、山葬を行ふ者の山林の畜類、即ち鳥を亡魂と誤り信ずるに至りし者なるへし。夫の埃及人の木乃尹を納めかく石棺の

上には、鳥の將に飛むとする形、又人の首鳥身などの模様あり、又ツイルキンソン氏の書に模寫し出たせる埃及の古壁畫中にも亡者の頭上より人首を備へたる鳥の將に飛ひ去らむとするを畫けり。アラビヤ人も人死ぬる時、魂魄鳥様の鳥と化して飛ひ去ると妄信せり、而して鳥鳥のことを「壞滅の母」と言へり、蓋し其原因の既に壞朽に属する古屋などの内には鳥鳥を見る事多きま在るならむ。又歐洲中古の人民の妄信に惑溺する事最も深かりし頃の繪畫を見るに、惡鬼の皆蝙蝠の羽翼の大なる如き物を以て飛ひ、善鬼即ち天使の凡常の鳥の羽翼の大なるを以て飛べり。我が邦には蝙蝠を祀る事無けれど、鼠を尊む事前節も述べたり、而して鼠と蝙蝠との少く形状の差違あるのみなり。

第四節 第三原因 祖先動物ヲ名トセシコト

偕て畜類と先祖とを混同するに至りし第三の直接原因の何ぞと問ふ

に答へて曰く、未開の世に未だ人々固有の名といふ者無く、禽獸の名を以て假の名とする者多き事なるに、言語も不完全なる世の事なれば、其人の事蹟を遠孫の口碑に傳ふるに當り、人ど其人の名を取り、所の動物とを混同するに至り、事是れなり。今精密に此の事を證明せむに、論を三段に分たざるべからず、即ち(一)原人の言語の不完全にして、細密に事を辨解するに足らざる事、(二)原人中人々固有の名といふ者未だ有らざるに當て、其人に關係せる動物の名を以て假の名とせし者あり、事及び(三)子孫に至り此二物を混雜せし事是れなり。左に一々之を述ぶ。

(一) 今日の開明人こそ數千萬の言語を用ゆと雖、是れハ皆開明進むに順ひ漸次に増加して此に至り、未開の世に在てハ言語の數極めて僅少なり、而して僅少なる言語を以て數多の事物を表示せむ

とするときハ、誤錯に陥る事殆ど免れ難きなり。マコタ人の如きハ青

動 物 教 の 起 原 (五六三)

黄赤白黒に對する詞を有せざるかゆゑ、白と言ひむと欲してハ、色白き實物の名を謂ひ、赤と言ひむと欲してハ、色赤き實物の名を謂へり、故に色と物とを誤錯するに至るハ、自然の勢のみ。又ゴング人の影と雲とに同名を用ゐる雨と空とにも同名を用ゆ、其他枚舉に遑あらず。又開明して後の言語の體、數世の間、變化する事無しと雖、未開の世に在てハ、變化甚た速にして、基督教の傳教師などが説法のため今年作り、字書の二三年の後に至て不用に属する等の事間々あり、此れ誤錯の一原因なり、又未開の世にハ、文法と云ふ者未だ定まらず、接續詞及び語尾の變化等の限定せる者とても未だあらざるなり、但し語尾の變化といハ、我れハ、我れを「我れに」等の變化を言ふなり、又代名詞といふ者も絶えて無し。此等の次第に依て太古の原人の少くも細密の事情を辨解する能はず、只

た音聲の緩急及び手足目口の動搖を借て僅に其意を表示することを
 得る者なるに相違無し。設へば「彼處の森へ行く」と言ひむと欲しての
 「森行く」との言ひて口を以て其行かむとする所の森を指し示めすの
 類是れなり。又原人の格段特殊の事物の名を一々有せるのみにて、敢
 て一事一物に依らざる一般の觀念を表示すべき詞を少くも有せず、例
 へば足を洗ふ、手を洗ふ、頭を洗ふ等の語の一々有りても、只た抽象して
 洗ふとの言ふ詞の無きが如し。アピボウン人及びガラニ人の中に於
 て人、神、處、時、會、常等の語堪えて無き由、旅人の紀行に見えたり。斯く
 種々の點に於て言語不完全なる上の之を以て舊事を子孫に傳へむと
 するに當り、安ど誤錯を生ぜざるを得むや。

(二) 各人固有の名稱ある事、開明の進歩に従ひ漸々に起り、一事なり。
 發明力少なき原人ども、決して人々相異なる音聲を採て固有の名稱

とする法の如き者を發明し得べき者も非ず、現今の野蠻人中に在る事
 實お就て見ても、初めの皆只た人々に著き關係を有する物又の事を以
 て其名とする事明白なり。アソガス氏曰く、オ、スタラリヤの下部、モ
 ルレイ人の「出産の時に際して起り、事又の出産の地又の出産の後直
 に母の見し物を以て其子の名とす」と。アマラ人の子の生れし時に際
 して起り、大事件を以て其名とす、ボウトウ人、ダイマル人、カフヒル人、
 マンゲンゴ人等も皆然り。ヘイルン氏曰く「チペワヤン人中の男兒の
 常に場所、氣候又の動物を以て其名とす」と。又ヒドイン人も出産の時
 に於て起り、事件又の其時母の心に思ひ當りし物を以て子の名とす、
 縦へば出産の時傍らに犬あれば、犬と名つくる類是れなり。さて又次
 への我が輩の論旨に最も關係ある類の人名を述べむ。サウセイ氏曰
 く「チュピス人の剛氣勇悍を表するに足る物を撰て其名とす故に猛獸

の名を取る者多しと、又メイアン氏に依ればカレン人中に虎、黄虎、強虎、羚羊、王鳥等を以て名とする者あり、但し剛勇を示すの意なるべし。新、チイランドの土人中に飛鳥又ハ水鳥を以て名とする者あり、但し足の早きを示すなり。

ダコタの婦女ハ白燕、麝鼠足等を以て名とす。其他名を鳥獸に採る者五大洲に多し。我が日本に於ても現に其例多き事言ふ迄も無し。又自ら鳥獸を以て名とせざるも外人より尊敬又ハ嘲弄の爲めハ禽獸を以て之を呼ぶこと少なからず例へば亞非利加の民種が酋長を尊て大獅子と呼び、アシヤンテ人が國王を尊て牛公と呼び、支那人が皇帝を尊て龍体と言ひ、獵狻人を指して狐と呼び、不潔人を指して豚と呼ぶの類これなり。斯くの如く言語不完全なる人民中名を禽獸に採りし者あること顯然たる上ハ舊事を傳ふるの際、誤錯に陥ること殆ど止む難き

道理なり。

(三) 錯誤に陥りし證據果して多し。既に開明せる民種すら假名と實物とを混同する者あり、聞く回教の經典に「上帝マホメットの心を開て之を清め給ひき」とあるを見て、眞に心臓を取り出たし之を洗ひて又元に納め給ひしなりと信する者ありと、さるからよハ智識未だ進まず、言語未だ開けざる民種が、虎と稱する遠祖ハ眞に虎たりしなりと思へるが如きハ、決して怪しむに足らざるなり。幼稚の頃より老人が「我れらの先祖ハ虎なり」と言ふを聞きてハ、父老の外故實を問ふべき人無きことなれば、眞に虎なりしと思はざるを得ざるべし、且誤解など云ふ抽象觀念ハ未だ無き世の事なれば、父老に於ても幼者の誤解する事に心附かぬなるべし、又縦令心附くとも誤解を防ぐに足る言語未だあらずるなり。故に今尙ほ此の誤解を脱せざる民種現に多し。ホルチナ島

の海岸の民種の先祖を産ミ一者なりとて一種の動物を肯て食せず。
 ビチウアナ人種中にも「鰐魚屬」と稱する者あり、猿屬と稱する者あり、魚
 屬と稱する者ありて、各屬の男女ハ敢て其名とする所の動物を食ハず。
 ハタゴニヤ人中にてハ各部落又ハ各家屬の創造者トシテ敬拜する所
 の動物あり、即ち虎族の者虎を拜シ、獅子屬の者獅子を拜シ、駝鳥屬の者
 駝鳥を拜す等の類是れなり。又亞細亞を去て亞米利加に至レバコロ
 シビヤ人の自ら麝鼠の後裔なりと稱シ、カリホルニヤの土人の或ハ其
 家々の地中より生れ出て一者の子孫なりと自ら信シ、或ハ野猪の末孫
 なりと稱シ、サボテツグ人の先祖獅子なりと信シ、ハイマ人の先祖鳥鴉な
 りと信シ、チペワヤン人の自ら犬の後裔なりと稱するの類、勝て數ヘ難
 シ、又或ハ太古動物より漸化シて人と成リ一次第を具さに傳ふる者あり、
 即ちカリホルニヤ人が野猪の後裔たりながら臀に尾無きハ豎タテに坐

する事を始め一がゆえなりと言ハ、北、カリホルニヤ人が自ら灰白熊の
 後裔なりと信じて、往昔ハ熊も人の如く能く立ち、能く歩み、能く言ハ、能
 く武器を用ゐたりと言ふの類是れなり。今按するに蝦夷人が或ハ自
 ら犬の後裔なりと稱シ、或ハ熊を神トシ祭るも同様の次第を経て起リ
 シ、妄信なるベシ、蝦夷奇觀キコウ曰ク、
 「ヤイハルハ古の事を能知れリ、尋ね給ヘといへるま、酒を勸めて、汝
 乙名ナニ稱ナニ長ナニ名ナニハ昔もの語を知れリととき、此東方國に何の頃より夷人
 住居せる事ぞ、ヤイハル云、古南方の神の國より女神一人虚舟に乗リ
 て此邊なるシツチイニ漂着シ給ヒける、珍寶種々持て來れる(中略)此
 島に漂着のは一め、風雨をふせぐに室なく食物を求るに由なく、一
 饑たりけるが、いづくよりか一疋の雄犬來りて、神后にちかづき馴ぬ
 るに、心ありげに尾を振りかゝづき、先立ゆくを嬉しく、伴ハ行ば、大な

る機窟を得たり、玆に入て月日を過る間も、彼犬海邊へ走て、魚物海
 藻をわたへ或の山に入野に行て、木果草實をはこびて、饑をたすけ、露
 命を繋く、年月を送るわひだに、わやいや遂に犬の子を孕めり、夫より
 子孫いや榮にさかへて、今に至れり、是れ狄人の起元なりける、夫故に
 女夷の神後の血縁よりて男夷の犬の後胤也とい傳聞りとかたれり」
 云云。

第五節

動物ヲ禮拜
スル事實

以上述ふる次第に因て、動物と先祖とを混同し、又第六章以下に述べ
 次第に因て、祖先の生者の疾病禍福を司る者なりと妄信する上、自然
 に動物を神とし敬拜するに至るべし、是れ又動物教の起原の一なり。
 東部亞非利加人の死者の靈魂獅子に乗り移り、之を以て神聖ならしむ
 と信し、コンゴ人の獅子の胎中に靈魂あるがゆゑ之を拜するるときは人

を害せずと信せり。北亞米利加のクリンキツ人の一を鳥と稱し一を
 狼と稱する二神の後裔なりと自ら信して之を祭れり。アマズル人が
 酋長化して蛇と成ると信する事既に述べたり、さるほどに、若し威勢他
 に勝れて衆人の尊敬する所たり、酋長死ぬる時の、忽ち其化し成れる
 所ならむと思ふ蛇を敬拜するに至るなるべし。マダガスカルの婦人
 曾て出て、戦へる君長の武勇を稱賛して唄て曰く、我が神出て、西方
 に在り我が王ヲダマの眞に強勇なる牛にこそと、是れ現に世に在る人
 を既よ一方に於ての神と言ひ、又一方に於ての牛といふなり、況や其死
 後に於てかや。イダ人の元來祖先教を奉する事甚た深き民種なるに、
 又龜を祭れり、而して其縁故久く分明ならざりしが、先年ベイツといふ
 人此地を旅行せし時、雇用せし奴僕中に龜と字する者二人までありし
 ゆゑ、親しく其名の由來を探りしに、先祖中歩行の遅々たるより龜と呼

ばれし者わりの故なる事分かりたり、由之觀、是、全民種の龜を祭るも元の遠祖の假名の誤解に出てしものなる事疑無し。

第六節

半人半獸、人畜對言、魂輪廻、等妄信ノ起原

以上數節に述ふる所信確なるに相違無き証據今一條あり、即ち以上の理論に依れば解釋する事を得べきなれど、餘他の理論も依ての毫も解釋することを得ざる事情多き事是れなり。今其重なる者を左に擧ぐ。

(一) 半人半獸 亞非利加アシヤンテ人の君長の自ら「毒蛇」と字すること目前

の事實なり、さるほどに若し遠孫の世も及て「我れらの先祖の毒蛇なり、往昔我れらの民種を統馭し、制度し、使役せし人の毒蛇なり」と言ひ傳へて、或の人なりと言ふ者あり、或の人には非ず眞の毒蛇なりといふ者あれば、其像を彫み、其畫をかきて、之を祭らむとするに當り、果して奈何すべきや、裁斷力未だ開けざる民種のことなれば、素より孰れを信孰れを偽

とも決し得ざるがゆゑ、雙方を折衷して、半人半蛇の像を造るの策を取るの外無きなるべし。又前にも記せし如くマダガスカル人が其君長の武勇を頌贊して或の強牛と言ひ、或の大王と言ひ、或の神人と言ふほど、此事口碑に傳へて遠孫の世に至り、宗教及び美術進歩したる後に至て、若し此君長の像を彫て禮拜せむとする時、必ず人首牛身の形を彫むなるべし。半人半獸の神像の斯様の次第に由て起る事なるべし。又一種の動物の名を以て稱せらるゝ男子、他種の動物の名を以て稱せらるゝ女子を娶ることある時に於ても、後世に至り其動物と其夫婦とを混同して、二人の間より生まれし子を以て、兩種の動物の形體を合併せし者とするなるべし。アリウシヤン島人の國の初めに一頭の牝犬ありて、一日又一頭の大牡犬海外より遊び來り、會合して土民を生みたりと信し、キチエ人の太古洞窟中に一女人棲を居たりし所へ、牡犬いと

うつくしき少年と化して言ひ寄り、終に人間といふ者を生み始め、なりと信する類多し。今若し斯る民種中に於て祖先教發生することある時の、必ず半人半犬の像を造る事なるべし。史冊に見ゆる如く古代のカレドニヤ、バビロニヤ、ヒリスタイン、アッシリヤ、埃及等の如く祖先教の充分に發展せし社會中、於て多く人畜合躰の神を禮祭せし事、皆此に述ふる如き次第に由て起りし者とすれば、解し得べけれど、若し然らずとすれば、其緣故を解すること難し。史記を按ずるに曰く、危儀蛇身人首と又曰く、女媧氏蛇身人首と又曰く、神農の母の媧氏の女にして感龍神而生炎帝人身牛首と。山海經及び水經にも此に言ふ類の事實多く見えたり。

(三) 對語 原人の妄信せる如く人類のものと畜類より生まれ出てし者に於て、其人間能く相談話するを得る上の、畜類も亦能く談話するを得る

得る道理なり、是れ即ち昔時の人畜對語せし事ありとの妄信諸方に見ゆる所以なり。ハバゴ人の昔時人も禽獸も同様の言語を用ゐると妄信せり。又現に野蠻人中、畜類も人語を解するならむと思ひて之に對して談話する者甚た多し、例へばカムサスカ人が鯨獵するときの鯨に對して「我が舟を覆す勿れ」と言ひ、獸獵するときの狼熊に對して「我れを害する勿れ」と言ふの類、是れなり。ハンクロット氏に依れば、太平洋の海岸に居住する土蠻の鳥も獸も魚も人の如く能く物を選び、語を用ゆと妄信す。蓋し人智開けゆくに従ひ、此る妄信殆ど全く消滅したる後に至ても、尙ほ人畜交際の物語等多く世に存する所以の者、斯様の妄信の痕跡人々の心裏に遺り存するかゆるなるべし。

(三) 輪廻 靈魂輪廻の説も亦同原因より起りしものなること疑無し。太古蒙昧の世に必ずしも一人一名を有すと限らず、同時に數名を有す

る者あり又一生の間に數度名を變する者もありなるべし。若し茲に一人ありて、或る時の足の速なるより鳥と呼ばれ、又或る時の狡猾なるより狐と呼ばれ、勇悍なるより牛と呼はるゝ事ありと見るときは、遠孫の世に至て一人に斯く數多の字ありとなりと知らずして、其人或る時の鳥と成り、又或る時の狐と成り、牛と成りたりと思ふなるべし。斯る事これ、魂魄輪廻の妄信の根本なり、而して後世人智發達し、道德進歩せしに及て、因果應報の理を説かむとする者、元來人の心裏に斯る妄信の痕跡あるに乘りて、罪障無き者の後世に人と生まれ、罪障ある者の禽獸と生まるゝ由を説き出たせし者なるべし。

右の外に此一章の論旨に依て解釋し得べき事猶ほ多し、例へば人か禽獸を生みたりとの妄信、禽獸化けて人と成るとの妄信、等是れなり、されど讀者既に右の諸論點を理會したる上の、一々辨解を俟たずして此る妄信の起りし次第明なるべければ、此に贅せず。但し總體の上に就き、讀者の注意すべき事と言ふに他無し、或る種の動物の人居へ入り來り、墓處よ據り據むより來る原因も先祖の獸類を以て名とせしより來る原因も、其根基する所といへば、結句先人の亡魂を恐れ崇ふの一に在るなれば、動物教も是れ亦其起首を祖先の禮拜に取る者なりと云ふ事これなり。

第十三章

植物教の起原。

第一節

植物ヲ禮拜スルニ至ル次第

世上草木の類を鬼神の如く尊崇して、之を祭祀し、之に飲食を供獻する民種、^抄とせず或は又他種の鬼神を拜信する傍、草木を敬禮する民種もあり、現に、我が日本の處々に於ても神佛を敬禮しなから樹木も主神ありと信して、或は之を祭り、或は之を伐れば崇ありと思へる者少なからず、然るに前章にも述べし如く、此一篇の考果して眞確なる上は、鬼神の悉く皆祖先の魂魄たるべき道理なれば、此に又草木の敬拜も矢張り源の祖先の敬拜より出てしにて、中途にして遠祖と草木とを混同

するに至りし次第を説明せざるべからず。偕て此事の原因にも反面正面の二種あり、されど其反面原因の動物教の反面原因と大同小異なるを以て、此に細述せず。但し草木にも陰影あれば魂魄あるなるべし。と原人の思へる事前に述べたり、是れ反面原因中の最も著き者なるべし。其外又草木にも照影あり回響あるゆゑ、既に屢々述べたる如く、照影回響を誤解して幽魂の現示なり、所爲なりと信する未開人の草木にも魂魄あるならむと思ふに至りしものなる事明白なり。又第六章以下に述べたる次第により、人の魂魄他人他物に乗り移る事ありと信する上は、又何ぞ草木にも乗り移る事無しと思ふの理あらむや、されば此れも遠因の一なり。又夢中虎の人と化し、人の木と化し、草と成るが如きを見ても、夢の理を知らぬ未開人の信に去る事あるなりと思ひしなるべし。此等の皆原人を以て草木にも魂魄無きに非ざるべしと思ふ